

# 2013年規定審議会立法案審議経過と結果

シカゴ2013年4月  
R I 第2790地区規定審議会代表議員  
パスト・ガバナー 鈴木雅博  
(文責) 小船井修一

## 正規の立法案：制定案

### I. クラブ運営

#### 13-01 クラブ報告の規定を改正する件 (インド)

R細17-020

証明されたクラブ報告は、クラブ会員に配布されるものとする。

提案理由

クラブ会長とクラブ幹事は、毎年7月1日と1月1日付けのクラブ会員数を理事会に証明する。しかし一般のクラブ会員は、自らの氏名がRIに報告されているのか、いないのかわからない。

(賛成) 間違いなくクラブに透明性を与えると思う。間違いがあった場合もすぐに修正できるメリットがある。

(反対) 会員の氏名を報告する意味を見出すことはできない。クラブで必要のない紛争を起こす恐れがある。

(賛成) 半期報告を全ての会員に配布することで透明性が増すメリットがある。会員からRIが人頭分担金をしっかり使われていることも確認することができるし、会員自身が自分の中江を確認することもできる。

(反対) 透明性を会員アクセスから確認するシステムになっているので意味がないと思う。

(賛成) 報告書を配布することによって会員ステータスを確認することができるから。

(賛成) 多くのクラブが会員の報告を正しく行っていないという事実があるので、実態に近づけることが大きなメリットがある。

採択に入る⇒311対174で採決A

#### 13-02 クラブ幹事を理事会のメンバーとするよう規定する (ナイジェリア)

標準10-4

提案理由

標準ロータリー・クラブ定款、第10条、第4節は、クラブ幹事が理事会のメンバーであっても、またはそうでなくてもよいと定めている。しかし、クラブ幹事はクラブの命綱ともいえるべき存在である。

(賛成) クラブ幹事は「クラブの命綱」であり、幹事が不在ならすべての記録を保存することができなくなる。クラブが混乱すれば会員減少につながる。

(反対) クラブ幹事が理事会のメンバーにすることには反対である。自主的にクラブ幹事を理事にするかどうかの決定をする現状で十分である。クラブの自主性を尊重するべきである。

(賛成) クラブ幹事は運営に大きな影響力を持っているのに理事会メンバーでないことが不自然と思う。

(賛成) クラブ幹事は必ず理事会に出席することによってクラブ機能が高まる効果がある。  
(反対) クラブの事情によって幹事を理事会にすることには慎重になるべきである。大きなクラブは有給の事務局員に幹事をさせている事例がある。  
採決に入る⇒285対211で採択A

### **13-03 クラブ役員に関する規定を改正する件 (米国)**

標準10-4

提案理由

役員に副会長、SAAを含めることができる。また細則に従い、幹事、会計、SAAを理事にできる。副会長やSAAを役員理事メンバーとしたいくないクラブには有益。多くのクラブが副会長または会場監督を役員あるいは理事会メンバーとしていない中、クラブが選出しなければならない役員の数が減り、クラブによっては理事会の規模を縮小することができる。この変更は特に、副会長または会場監督を役員または理事会メンバーとする必要がないと感じている小規模クラブに有益である

賛否意見が出なかったのでカードによる方式にて採決される⇒採択A

### **13-04 クラブ役員に関する規定を改正する件(アルゼンチン)**

標準10-4

提案理由

本制定案は、奉仕部門／常任委員会の委員長をクラブ役員に指定し、これらの委員長が、クラブ細則の定めるところに従って、理事会のメンバーともなることができるよう、標準ロータリー・クラブ定款を改正するものである。

(修正動議があったが、立法案とかけ離れているので議長より却下された)

(反対) 有効な理由があるべきであり、クラブ細則を変更できる権利を改正することになるので反対。

採決⇒105対384にて否決R

### **13-05 クラブ会長選出のスケジュールを改正する件 (フィリピン)**

標準10-5

就任前2年から3年までに選挙する会長ノミニーに就任するまでは会長デジグネート(指定者)となる

提案理由

ガバナーは就任する日の直前24 カ月以上36 カ月以内に選出されることとする地区リーダーシップ・プランとの一貫性を持たせ、クラブ会長も同様の期間に選出されるものとする。これにより、選出されたガバナーとクラブ会長が、それぞれの就任年度に向けて協力することが可能となる。

(賛成) 地区ガバナーは36か月前に選挙されるので、自分がガバナーに就任する年度のクラブ会長が決定していないことはガバナーの任務を果たす上で現状では困難である。

(反対) 現実を考えていただきたい。就任の2か月前でもクラブ会長が決定していないクラブが存在している。現在の規定で十分である。

(賛成) クラブの規模に関係なく、実行の準備をする上で有益と思う。

(賛成) RI戦略計画でもしっかりとしたクラブの引き継ぎの重要性を示しているのも…

採決⇒192対287にて否決R

### **13-06 クラブ会長の資格要件を改正する件** (アメリカ)

標準10-5

クラブ会長は少なくとも1年以上在籍

提案理由

1年未満のクラブ会員をクラブ会長に指名した場合、その新会員は、会長の任務とロータリーの知識がまだ足りないことに圧倒され、任務を効果的に果たすどころか、ロータリーでの経験に失望してしまう。ある新会員のみが有望な候補者である場合、長年ロータリアンである人物が移転してきた場合、新クラブ結成の創立会員の場合などは、現職ガバナーに特別な状況を報告した上で、この新会員に支援と指導を提供できるガバナーの同意があれば、例外として対応。

(修正案) 英語のクラブ文言を修正する案。日本語で変更はない。

(修正案の賛否) 赤カードが多数のため否決された。

(反対) 地元のクラブが十分な経験をもっていないから会長にしないとか、するとかはクラブの自治権の問題であり、クラブが一番良いと思ったメンバーがたまたま一年未満であっても良いと思う。

(賛成) クレギンスミス元会長⇒小さなクラブであっても一年間の「勉強」が必要と思う。

(反対) 少なくとも18か月以上の期間が必要なので1年では短い。

(反対) 事例として、一年未満で就任を希望するメンバーは稀有である。ガバナーの同意という前提はガバナー権限の強化であり、クラブ運営を左右する意味で反対。

採決⇒293対184で採択A

### **13-07 クラブ会員の入会金を廃止する件** (フランス)

標準11

提案理由

会員の勧誘活動では、クラブ参加におけるボランティアの側面を強調する一方、入会金の支払いを強制するのは逆効果である。さらに、平等さに焦点を置く現代の社会において、ロータリー・クラブのような奉仕クラブへの入会が、その個人が入会金を支払う能力があるかどうかにかかっているというのは受け入れ難い。

(反対) 理由は、入会金を無くすとクラブ収入の減少につながる。ロータリアンは職業のリーダーであるので支払う能力を持っている。クラブの自主性を与えているのがクラブ細則で決定すれば良いことになる。

(賛成) 入会金があるために、新しい会員を勧誘することが困難との意見を持っているメンバーが存在している。そのような障害を排除すべきである。

(反対) クラブが決定することであり、私のクラブは入会金10ドルでありバッジ等の実質的な費用を頂戴している。

(賛成) 入会をしやすいことで会員増強につながる。

(反対) クラブの重要性、価値を知ってもらうためにも入会金が必要。

(賛成) ロータリーの懸念は会員増強がなされていないことであり、入会金は障害である。ほかの団体との競合も考慮すべきである。

採決⇒231対256で否決R

### **13-08 元クラブ会員の2 回目の入会金を免除する件** (インド)

標準11

同一クラブへの再入会の入会金を免除

提案理由

ロータリアンの数を増やそうと国際ロータリーが大きな努力を払い、クラブも新会員を求めている中で、クラブ理事会から再入会を認められた元会員の2度目の入会金は免除するのが妥当である。

(賛成) 会員増強にマイナスなのが入会金であると認識している。

(反対) 国際ロータリーがクラブに義務化するべきではないと判断している。

(賛成) 元会員は一度支払っているので2度の支払いをしてはいけない。

(賛成) 入会金そのものに反対である。

(特別議員) すでにクラブは入会金をゼロにできる状態になっていることを確認していただきたい。

採決⇒330対158で採択A

### 13-09 元クラブ会員の2回目の入会金を免除する件 (日本、奈良、平城京RC)

標準11

他のクラブ等への再入会の折の入会金を免除

提案理由

元会員の退会が、問題を起こして、会員資格を喪失したのではなく、ロータリー活動をしたくても諸事情により退会せざるを得なかった場合は、再入会を歓迎すべきであり、一度は入会金を納入しているのであるから、再入会を容易にすべきである。そして、それによって会員増強推進活動が展開しやすくなる。

撤回

### 13-10 クラブの分割を認める件 (スペイン)

R細02-010

40～70%の会員の賛成でクラブの分割可能

提案理由

クラブ内の2つのグループの対立や協力関係の欠如から、クラブ活動が停滞してしまうことがある。このような事態は大きな悪影響をもたらす。

本制定案は、クラブを2つに分割することでそうした対立を解決できる可能性がある。両者を区別するためにいずれかのクラブの名称に語句が追加される限り、元々のクラブと新しいクラブの両方は同じ名称を維持でき、両クラブが同じ期間存在していたかのように同じ年功も保つことができる。

撤回

## II. 出席

### A. 出席規定

#### 13-11 出席義務を改正する件 (理事会)

出席報告を削除、メイクアップ規定削除。例会出席および (または) プロジェクトや行事や活動への参加義務

撤回

### **13-12 出席規定に奉仕の要件を含めるよう改正する件**（オーストラリア）

標準9-1

クラブの奉仕活動参加を出席要件とする

提案理由

若い会員候補者は、「超我の奉仕」に熱意を抱いており、特に人道的分野を中心とした奉仕活動に積極的に参加したいと望んでいる。費用のかかる、改まった例会に出席するよりも、プロジェクトへの参加を通じて、ほかのロータリアンと交流することができ、ネットワーク作りのニーズも満たされる。若い世代は、コミュニケーションやさまざまな決定を電子的な方法を通じて行うことが多く、従来のクラブ例会だけが重要とは考えていない。若い会員の会員増強と奉仕はこれまでのやり方とは異なっており、その違いが認識される必要がある。12時間の奉仕は、例会への50%出席に相当するものである。また、Eクラブの出席要件にも対応するものである。

（修正案）クラブの奉仕プロジェクトにその他のイベント・活動も含む。（家族遠足等のエクスカージョンも含む）

（修正案の賛成意見）すでに実践されている活動について「ロータリアンに参加するチャンス」を与えることで賛成。

（修正案の賛成意見）若い世代は奉仕に対して関心を持っていて、例会のスピーチに関心はない。

修正案の採決⇒カードによる採択の後修正案が採択された。

修正後の立法案の採決⇒340対165で修正後採択AA

### **13-13 出席要件を改正する件**（オランダ）

標準9-1

長期病欠などの場合、双方向通信ビデオでの参加を認める

提案理由

長期にわたる病気を患っているか、または、仕事やその他の理由で物理的に例会に参加できない場合に双方向の生音声ビデオの接続を通じて例会に参加するか欠席の規定を改正する件。現代的な通信技術のある今日において、遠隔地からの生音声ビデオの接続を通じてクラブ会員が例会に出席できるようにすべきである。

（賛成）新技術の導入が大事である。パイロットプログラムで実施しているが成功している。

（反対）手続要覧の第9-3の規定が既に存在している。またコスト高になる懸念もある。

（反対）様々な理由でクラブが出欠の規定をもっているのでクラブの自主性に任せたい。

（賛成）将来的に一人も例会に出席しないことになる。100年以上前から親睦からスタートした歴史を大切にすべき。

（賛成）Eクラブが承認されている現実を理解するのならこの制定案を通すことは当然と思う。

採決⇒204対309否決R

### **13-14 欠席の規定を改正する件**（イタリア）

標準12-4a

12-4aの欠席による会員身分終結することができるに変更（shall→mayに変更）

提案理由

数多くの会員が規定の出席率を達成できない中、現在は規定ではなく例外措置とされているために、実際に理事会から許可を受けた上で会員身分の終結を逃れる会員は少ないという現状を反映するため、標準ロータリー・クラブ定款、第12条、第4節(a)を改正するものである。「最も重要な規定の1つが常に無視され、違反者の対処も実行されずにいるのに、どうしてほかの規定を尊重すべきだろうか」ということである。

従って、この変更により、終結は理事会の裁量により決定されるものとするすることで、理事会が当該会員を終結しなければならないという義務はなくなる。

(賛成) 柔軟性を認めなければならない意味で賛成である。

(賛成) 同じ意味で賛成。

(反対) 数年前テキサスで議論があったが、言葉使いの問題でSHALLもMAY同じ意味であるとの結論であった。

(賛成) より明確にするためにもMAYにするべき。

採決⇒381対128採択AA

### **13-15 連続欠席の規定を改正する件** (スウェーデン)

標準12-4b

4回連続欠席を6回連続欠席に変更

提案理由

本制定案は会員身分の終結を検討する要件となる、例会連続欠席の数を4回から6回に増やすものである。それによって、会員維持の効果が得られると期待される。クラブに留まる会員は、会費を支払い続けることになる。

(反対) 計算すると6回ではほとんど出席する必要がなくなる。

(反対) 欠席をしてはいけないという意味はないので強制する必要はない。

(反対) 今後8回、10回、11回ということになってくる。

採決⇒186対319否決R

### **13-16 クラブの出席報告要件を削除する件** (ニュージーランド)

R細04-090

ガバナーへの出席報告を削除する

提案理由

本制定案は、RIに提出されるクラブの月次出席報告を廃止し、クラブとクラブ指導者の管理運営の責務を軽減しようとするものである。ただし、クラブと地区は独自に出席記録を取ることができ、地区によっては月次出席報告の提出をクラブに義務付けることができる。

(※RI理事会も同様な立法案を提出したが撤回した)

(賛成) 出席報告を提出している方法は形骸化している。この報告をもとにどのようなアクションをしているのか不明である。

(反対) 地区ガバナーが活用できる重要なツールである。ガバナーはクラブの運営状況を判断することが出来るので有用である。

(賛成) クラブは学校なのであろうか？出席報告を活用している実態があるのだろうか？出席が悪いので終結したクラブはあるのだろうか？

(反対) ガバナーはクラブの実態を把握する必要がある。出席率はクラブ活動の目安である。

(反対) クラブが定期的に例会を開催し出席を奨励する効果があるのは事実である。

(反対) クラブが出席率の向上を考えるべきである。地区はその支援をしなければならない。

(特別議員) 現状は地区に所属していないクラブがRIに出席報告をしているが、地区に所属しているクラブは地区に出席報告をしているが地区はRIに出席を報告していない。

採決⇒196対318否決R

## **B. メークアップとして認められる会合や行事**

### **13-17 欠席のメークアップに関する規定を改正する件** (スウェーデン)

標準9-1

理事会が認めた活動への参加で出席補填できる

提案理由

本制定案は、クラブ理事会が、このセクションに列記された以外の活動を例会のメークアップに認められるようにするものである。これは、会員維持の改善につながる。クラブに留まる会員は、会費を支払い続けることになる。

撤回

### **13-18 欠席のメークアップに関する規定を改正する件** (ドイツ、カナダ)

標準9-1

メークアップ期間を前後28日に変更 (14日から)

提案理由

優れた資格のある会員候補者も時間の都合が合わないことを理由に、入会しない。出席できなかった例会のメークアップをもっと幅広い時間枠で補えるよう規定を改正すれば、個人的な時間の都合の合わないケースが減り、また会員が尊重されているという感覚が生まれ、ロータリーへの満足感も増す。ひいては、貴重な奉仕活動やクラブ活動への参加や寄付を行う意欲が一層高まると考えられる。

(賛成) 否定する理由がないので賛成

(反対) Eクラブの承認によってロータリーが定めるロータリアンの平等性が損なわれる状態になっているので反対。

(反対) 毎月のクラブ幹事の出席報告が困難になる。4週間待たなければならない。

(反対) Eクラブが認められ、永遠にメークアップが出来ることになったのでもはや意味のない議論である。

(賛成) 奉仕プロジェクトを推進する力になると思う。

(定款細則委員長) Eクラブだけが適用されるのではなく、普通のクラブも適用される。

採決⇒235対274否決R

### **13-19 欠席のメークアップに関する規定を改正する件** (スウェーデン)

標準9-1

メークアップ期間を半年に変更

提案理由

本制定案は、欠席した例会のメークアップを、ロータリー一年度の現在の半期間以内に行えるようにするものである。これは会員維持の改善につながる。クラブに留まる会員は、会費を支払い続けることになる。

採決⇒139対367否決R

### **13-20 欠席のメイクアップに関する規定を改正する件**（スリランカ）

標準9-1

クラブが関係する活動に30分以上参加によるメイクアップを追加する

提案理由

ここでは、参加が強調されている。プロジェクト提案書の作成、ロータリー行事の事前手配、ガバナーへの報告書作成、クラブ週報の編集といったロータリーの活動に大いに参加しているロータリアンがたくさんいるが、こうした参加は出席要件において考慮されていない。より広義でのロータリー活動への参加を認めることで、メイクアップの機会が増え、出席率の向上と会員増強につながると考えられる。

撤回

### **13-21 欠席のメイクアップに関する規定を改正する件**（日本、香川、高松南RC）

標準9-1

他クラブの例会における75%出席要件とする

提案理由

他クラブを訪問した時は、そのクラブに敬意を払って60パーセントのルールを適用せず、例会にできるだけ長く、少なくとも例会の4分の3、即ち、75パーセントは着席しているべきと考える。他クラブの例会に、より長時間参加することによって、例会の雰囲気をよくし、例会進行に協力でき、ロータリー本来の目的である親睦と交流を、より深めることができる。

（反対）60%から75%出席にあまり違いがないのではないか。75%でも例会の雰囲気が良くならないと思う。

（賛成）良きロータリアンとしての当然のマナーである。賛成

（反対）75%の根拠を理解できない。

（賛成）訪問先クラブへの「エチケット」であり、ロータリーの精神的なレベルは向上する。

（反対）ミーティングの長さエチケットに関係はない。大きな問題ではない。

採決⇒110対402否決R

## **C. 理由のある欠席と出席記録**

### **13-22 出席規定の免除の規定を改正する件**（アメリカ）

標準9-3

病気による欠席は理事会で12カ月以上認める。病気による欠席は出席率の計算に含まない

提案理由

真珠湾攻撃を生き抜き、病気でない限り、毎回欠かさず例会に出席していた会員がいた。このような会員が、物理的に例会に出席できない年齢に達し、12カ月間を過ぎても欠席だからといって単純にこの会員を終結とするのは、不当に思われる。さらに、健康上の理由で欠席を認めていることに対してクラブの出席記録にペナルティーが科されることも、クラブにとって不当である。

（賛成）高齢化に伴いこのような事が増えるので賛成。

（修正動議）健康上による欠席を削除するべき

修正案の採択⇒赤カードが多く修正案は否決された。



採決⇒415対95採択A

### **13-23 出席規定の免除の規定を改正する件**（米国、カナダ）

標準9-3b

出席免除の65歳以上の年齢制限を廃止

提案理由

出席規定の免除（一般に「85 規定」と呼ばれる）は、2010 年規定審議会にて、会員は65歳以上でなければならないと変更された。現在の経済状況では、65 歳未満で退職するロータリアンが数多くいる。2010 年7 月から、現在の出席規定の免除の規定が採用されているが、この採用以来、「親善を推進」せず、「みんなに公平」でないとの思いがある。現規定では年齢要件を満たしていないため出席規定の免除が受けられず、退職後にもっと旅行を楽しみたいと考える会員が退会してしまうが、本制定案ではそうした会員を維持できるようになると思われる。

（賛成）85年ルールで65歳以下は妥当ではない。インド人は短命なので65歳以下でも85年ルールを適用するべきである。

（修正動議）100年以上に修正することを提案する。

（修正動議へ反対）100年は大きな変更であるので反対。

修正動議の採択⇒赤いカードが多数であった為修正案は否決

（賛成）この制定案は2010年の規定審議会に変更されたものであるが、その前の状態に戻すべきである。

（反対）2010年規定審議会にて我々の地区から提案され採決された経過がある。短期間での変更は大きな問題である。

採決⇒377対132採択A

### **13-24 出席規定の免除の規定を改正する件**（日本、奈良県、平城京RC敦賀RC）

標準9-3b

出席免除要件に会員歴10年以上を追加、さらに合理的な理由が条件(年齢と在籍85以上)

提案理由

この提案は、出席免除規定の安易な乱用を防ぐものである。本来この免除規定の趣旨は、高齢による身体的理由などにより、出席ができなくなった会員を救済するためのものであり、65 歳以上の元気な会員が規定にあるからとの理由で、安易にこれを申請すべきではない。

意見がなかったため

採決⇒131対356否決R

### **13-25 出席規定の免除の規定を改正する件**（スウェーデン）

標準9-3b

クラブは65歳以上、年齢と在籍数の合計85よりもっと大きい数値を採用できる

提案理由

本制定案は、高齢会員の経験と資質を維持することを目的に、クラブが現在の出席規定の免除の規定（「85 の規定」）をさらに練ることができるようにする。

撤回

### **13-26 出席規定の免除の規定を改正する件** (スリランカ)

標準9-3b

2010年7月1日以前に出席免除会員であった会員はその特権が将来も保持される

提案理由

これまでの規定により特別な便宜や特権を認められていた高齢会員が引き続きそのような便宜や特権を受けられるようにし、新しい規定は、将来、資格を満たして免除を希望する会員に対してのみ適用されるようにするものである。

撤回

### **13-27 RI役員欠席に関する規定を改正する件** (米国)

標準9-4

RI役員配偶者の欠席も免除規定に含める

提案理由

ガバナー就任年度中、ガバナーは、自らの所属クラブにおける出席要件の適用を免除されると定めている。地区ガバナーの配偶者も地区内の多くのクラブを訪問したり、さまざまなロータリー行事に同行することが頻繁にある。本制定案は、地区ガバナーの配偶者である会員に対しても、出席規定の適用を免除できるよう、標準ロータリー・クラブ定款を改正するものである。

(修正動議) 配偶者をパートナーに変更へ

(修正案への意見) 賛成カードが多数のため採択される

(修正案の修正動議) ロータリアンである配偶者へ変更を

(修正案の修正動議の採択は261対229で採択)

(反対) 配偶者がロータリアンならば当然ながら出席になるのでこの案自体は必要がない。

(反対) パートナーは同性でも可能であるが、そのような関係は賛成できない。

(賛成) 配偶者でなくてもパートナーも参加させることに意味がある。

修正案の採決⇒347対159修正採択AA

### **13-28 出席記録の算出に関する規定を改正する件** (日本、福井県、桜井RC)

標準9-5

9-3aの規定による欠席を出席の計算に入れない

提案理由

会員が直接関与する慶弔の際の欠席や悪性インフルエンザ等々のごとき、不可避免的な会員の欠席が、理事会にて正当に承認された場合は、人道的にも、出席率から除外されてしかるべきものと考えられる。親睦と寛容の精神の下に、出席率の向上に寄与し、会員減少を防ぎ、増強にも効果的である。

採決⇒265対218採択A

### **13-29 出席記録の計算に関する規定を改正する件** (フランス)

標準9-5

7月8月は長期休暇のため出席記録は計算しない

提案理由

免除された欠席(恒久的に認められたもの、あるいは理事会により承認されたもの)および長期休暇中の会員を考慮すると、7月と8月の出席率はクラブの実際の運営状況を反映

したものとはならない。

(反対) 地域の事情を反映すべきである。南半球は1月2月がバケーションの時期である。

(反対) 13-28が可決したのではないか？

(定款細則委員会) 違うコンセプトの立法案と認識している。

(修正案) 7月8日を休暇に変更を…

(意見) クラブ理事会の承認の下にとの前提に疑問があるのではないか？

(議長) 定款細則委員会は欠陥のない立法案として認定しているので正式なものである。

修正案の採決⇒27対259で修正案は否決

(反対) 7月8日だけを限定する必要はないと思う。

採決⇒60対445で否決R

### III. クラブ例会

#### ~~13-30 クラブ例会の構造決定に柔軟性を与える件 (理事会)~~

例会を理事会の判断で何回でも自由に変更や取り消しができる。

撤回

#### 13-31 衛星会合について規定する件 (理事会)

R細則1、4標準1、6、9、10、12

通常の例会に出席する代わりに、出席できるそのクラブの代替例会としての衛星 (サテライト) 例会を認め規定する

提案理由

例会に代わるものとして、衛星会合を行うことをクラブに認めるものである。これは、単体のクラブを設立または維持するのが難しい地域のクラブや会員に恩恵をもたらすものである。さらに、例会への出席が困難な会員にとって都合のよい時間と場所で会合を行うことを認めるものでもある。この結果、少人数のクラブが合体して1つのクラブとなった場合にも、異なる例会時間と場所の選択肢を維持することができる。本立法案は、ロータリーの活動が十分に行われていない地域に住む人にも参加の機会を与えることによって、クラブの会員増強に好ましい影響をもたらすと思われる。

(反対) 「派閥」を形成する懸念と例会での決定と衛星会合の決定が違う場合訴訟を起こすリスクがある。

(賛成) オーストラリアで成功している事例がある。小さな町でもロータリアンを入会することが出来る。

(賛成) ガバナー時代に一つクラブは夕刻例会であったが、そのクラブは正午の例会と夕刻例会の2つにして成功した。

(反対) 衛星会合での問題は20人以下のクラブでは例会を開催できなくなる。

採決⇒243対260で否決R

#### 13-32 衛星クラブについて規定する件 (イギリス、ウェールズ)

R細則1、4標準1、2、6、9、10、12

クラブに衛星クラブを認めそれを規定する

提案理由

衛星クラブ結成とともにその会員はスポンサー・クラブ (親クラブ) に入会してロータリアンとなる一方、彼らは衛星クラブ会員が定めた場所と日時に例会を開くことである。仮ク

ラブには会員候補者が数多くおり、忍耐強くロータリアンとなる日を待っているが、本制定案の結果、そうした仮クラブが衛星クラブとなれば、その会員はいち早くロータリアンとなることができる。(※RI理事会も同様な立法案を提出したが撤回した)

(財務長)Eクラブであろうと北米では保険加入は可能。仮クラブは正式のクラブではないので保険加入はできない。衛星クラブは適用されると認識している。

(賛成) (ダクターマン元会長) 衛星クラブは可能性の高い挑戦である。例会でも月に一度は合同で例会を開催するべきであろう。新しい挑戦に理解をいただきたい。

(修正動議) クラブ役員が「出席すべき」を「するもとのする」と義務化すべき。

修正動議の採択⇒344対148にて採択

(反対) 序章のところであるが、仮クラブと違って衛星クラブがいつまで続くかということが疑問である。

(賛成) 強く支持する。パイロットプログラムをして、衛星クラブが出来たが主に、ローターアクトの卒業生等が中心になっているので効果的。

修正案の採択⇒370対130で修正案が採択されたAA

### **13-33 E クラブが、オンラインの代わりに、従来の方式による例会を開催できることを規定する件** (理事会)

従来の方法による実際のフェイス・トゥ・フェイスの出席と電子的な出席の両方を可能とする

撤回

### **13-34 クラブの例会を、毎週もしくは隔週のいずれでも良いと認める件**

(日本、東京2750地区、京城南RC、東京京浜RC、東京高輪RC、英国、オランダ、フランス) 標準6-1

例会をクラブ細則の規定によって、1週間に1度あるいは2週間に2度開催する

提案理由

標準ロータリー・クラブ定款を改正し、隔週でクラブ例会を開くという代替の選択肢を与えるものである。クラブが例会頻度を毎週から隔週に変更する場合、特別に招集された会合において、クラブ会員の3分の2以上の賛成による決議が必要となると思われる。また例会頻度を変更する場合は、ガバナーの承認が必要になると思われる。

(修正動議) 「地区ガバナーの承認があれば」に変更

(修正案への反対意見) クラブの柔軟性を与えるという意味では地区ガバナーの承認は必要ない。

(修正案への反対意見) 毎年ガバナーが替わるので、ガバナーによっては偏った判断をする恐れがある。

修正案の採択⇒100対377で修正案は否決された

(反対) 柔軟性という言葉に疑問を持っている。これが認められるとこのクラブがいつ例会を開催しているか分からなくなる。

(修正動議) 一か月に2回に変更へ

(議長) 正当ではないので認められない。

(反対) 断固反対。ロータリーは長い間毎週例会を開くことで今日の繁栄を見た。毎週の例会での親睦を通して力をつけていった。例会の開催頻度を変更する試みはEクラブ、衛星

クラブも含めてロータリーを一言で表現することが困難になる。

(賛成) ロータリーの魅力を増していくためには社会の変革に対応しなければならない。

(修正動議) クレギンスミス元会長⇒13-36 (月2回開催) に修正することを提案する。

修正案の採択⇒322対136で採択

(反対) 現在のロータリアンに不利な状況になる。最低50%出席義務に対して隔週での例会開催ではその義務を果たすことができなくなる。

(反対) 毎週一度の例会は親睦でスタートしたロータリー発生の歴史を重んじて欲しい。ライオンズもキワニスも週一回の例会を開催していないのに会員数は減少している。

採決⇒175対337で否決R

### **13-35 クラブ例会を少なくとも月3回と定める件 (フランス、インドネシア)**

標準6-1

クラブ細則により例会を一カ月に最低3回開催

提案理由

クラブ会員の平均年齢は高く、若い会員を入会させて、かつ会員として留まってもらうことは非常に難しい。こうした現状の要因の1つは、例会頻度にあることがわかった。ロータリーの社会的プログラムに関心があっても、出席しなければならない例会の数を知ると、ほとんどの人は会員となることを辞退してしまう。例会頻度の柔軟性は、若い職業人を中心にもっと新会員を入会させ、また会員を維持するためのものである。

(反対) 例会の回数を削減しても柔軟性は高まらない。逆に柔軟性は低くなると思う。例会は有意義な会合であるので削減には反対である。

(賛成) 運営経費が削減されることによって会費を削減できる効果がある。

(賛成) 感情的にならず、事実を冷静に認識するべきである。毎週会員が出席することが困難な状況になっている。

(反対) 強く反対したい。ロータリーの独自性を失うこと、創始者の理念を失う。

(反対) 恋人に毎週一回会う事と同じである。

採決⇒78対337で否決R

### **13-36 ~~クラブ例会を少なくとも月2回と定める件~~ (米国、カナダ)**

標準6-1

クラブ細則により例会を一カ月に最低2回開催

提案理由

本制定案は、クラブが引き続き毎週例会を開くことを妨げるものではない。ペースの速い現代生活においては、例会の数を制限することで、会員増強と出席を促進できる。

撤回

### **13-37 クラブ例会を年に6回まで取りやめることを認める件 (ノルウェー)**

標準6-1

例会と取り消しを1年に6回までとする(従来は4回まで取り消し可能) 3回を超えて例会を連続して開かないことはあってはならない規定はそのまま

提案理由

クラブ理事会が、標準ロータリー・クラブ定款に明記されていない理由であっても、年に6回まで例会を取りやめることができることを規定するものである。現在、クラブ理事会は、

そのような理由で年に4回例会を取りやめることができるとされている。

(反対) 例会を取りやめる回数は、増加する傾向になっている。このままいくと取りやめが年12回になるのなら、月の3回の例会に等しくなる。例会を取りやめる事と例会回数を減少させる意味では同じである。

(反対) 例会回数が減少することには反対。

採決⇒121対389で否決R

#### IV. 会員

##### 13-38 クラブが継続的に新会員を入会させる努力をすることを規定する件 (ドイツ)

R定款5-2

クラブはその若さを保つために、常に若い適任の候補者を絶えず探し求める事を追加する規定

提案理由

絶えず若返りを図ってバランスの良い会員組織を築き、クラブの活気と革新性を保つことを、クラブの任務の一つとして明確に挙げるのは、もっともなことである。よって、理事会と会員は、年齢的にバランスの取れた会員組織となるよう、入会者の獲得に努めなければならない

(賛成) インドは若い層が多い。クラブの任務を明確にすることは会員増強につながる。

(反対) 次の規定審議会までに女性の入会を促進する事であろう。

(賛成) ロータリーの会員希望者をさがす努力をロータリアンに促す事が大事である。特に子弟を入会させるべき。

(反対) RI定款を変えてもロータリアンの「心」に変化はない。

(賛成) 定年退職者が入るロータリーも良いが、若い人たちの入会に力を注ぐべき。

採決⇒177対330で否決R

##### 13-39 ロータリーの会員の全般的資格条件を改正する件 (イギリス)

R定款5-2標準7-1

クラブ会員の全般的資格条件に『心からやる気のある、熱意をもつ』という項目を追加

提案理由

新入会者は、人格と評判に関して現在の条件を満たしていることに加え、積極的な姿勢を持っていることも極めて重要である。よって、欠如しているこの特性を追加するために正式な定義を拡大し、有望な入会候補者が「心からやる気と熱意を持った」人物であることを義務づけるべきである。

(反対) 現状で十分。簡単にすることが大事

(修正動議) 心からやる気と奉仕思考の人への変更

(反対) 全く必要のない制定案である。「屋上屋」の提案である。

(賛成) この文言に賛成して入会した。

修正案はカードで赤が多く否決された。

(反対) とにかく、現状の会員資格で十分である。現会員で「やる気と熱意がない人」を退会させるのか？

採決⇒62対436で否決R

##### 13-40 すべてのロータリアンの学友が正会員となることを認める件 (オーストラリア)

R定款5-2標準8-2

**RI新世代プログラムの卒業生を含め、すべてのロータリーの学友を正会員に認める**

提案理由

RI新世代プログラムの卒業生を含め、すべてのロータリーの学友を正会員に認める青少年交換とロータリー青少年指導者養成プログラムの参加者、ローターアクター、インターアクター、ロータリー財団の参加者を含め、RI 理事会の定義するすべての学友に入会への道を提供することである。

(特別議員) 学友委員会の充実が必要と考える。全てのプログラムの情報をRIは把握していない。18歳以下のアクターは記録をしないことにしているの…

(修正動議) 財団奨学生も加えるべきである。

修正案の採決⇒カードによる採決で否決された。

採決⇒295対198で否決 (3分の2以下)

### **13-41 特定の元奨学生を正会員として認める件 (東京たまがわRC)**

R定款5-2標準8-2

米山学友をロータリーの正会員に認める

提案理由

公益財団法人ロータリー米山記念奨学会による高等教育機関の学生を対象とした奨学事業の元奨学生を加えることを規定するものである。本制定案は、会員増強に好ましい影響を及ぼすと考えられる。

(修正動議) ジョージア・ロータリー・スチューデント・プログラムも加えることを提案。

修正案の採決⇒258対228で採択

(特別議員) これが可決されると非常に長いセンテンスになる。ロータリー全体を考えるのなら2016年に再度審議されるべきであろう。

(反対) これを採択すると様々な奨学プログラムを加入させることになって、エスカレーターしていくので反対である。

(反対) 特定の奨学金を特別待遇になるので反対。

(修正動議) 理事会に付託いただきたい。(単純多数決)

(賛成) 特別議員のコメントに従いたい。

(賛成) 少し前に否決された13-40は残念であった。少なくともこの制定案を可決するべきである。

(反対) 強く反対したい。ロータリーの定款に財団以外の特定の奨学会を特別視するべきではない。またこれが可決されれば「複雑化」が増大する。

修正案の採決⇒カードで多数と認められ、採決された。

結果的には理事会付託となった。

### **13-42 家事専門の人を正会員として認める件 (フランス)**

R定款5-2標準8-1

専業主婦(主夫) となる前に、有益な事業や専門職務あるいはその地方代理店や支店において、裁量の権限ある管理職を務め重要な地位にあった人を正会員とする

提案理由

多くの女性は、育児のためにキャリアをあきらめて家事に専業することを選んでいる。このような女性たちは、いわゆる「家族ビジネス」のトップであるから、そのような存在と

してみなされ、RI 内で職業分類を持つべきである。現在クラブには、そのようなスキルが欠けており、そのような女性を入会させる機会を与えられていない。

(修正動議) (5) に「以前、家事に専業していた人」を追加

修正動議は採決された

(賛成) この立法案を採択することでロータリーを改革するべきである。家内エンジニアという仕事であり、収入がなくてもロータリアンの資格はあると思う。

(賛成) 家事専業者を尊重するべきである。

(賛成) ケニー会長年度のガバナーである。ロータリーで変化することを怖がってはいけない。有意義な変化をさせるチャンスを代表議員の皆様が持っている。

(反対) 家事専業者はもちろん価値があるし尊重するべきである。しかし、だれもが家事専業者という理由だけでは受け入れることはできない。

(反対) 私の意見ではロータリアンになるとしても、家事で出席できないということで欠席するとか地域活動に参加できないという懸念がある。リタイアしたロータリアンを抜かしているので反対。

(賛成) 女性を1987年に入会できることになったとき、ボランティアを受け入れることも可能になった。新世代も忘れないでいただきたい。

(提案者) 新たな職業分類に入れることを提案している。

採決⇒335対181で否決(3分の2)(可決には344票以上必要だった) R

### **13-43 仕事をしたことがない人または仕事を中断している人を正会員として認める件** (フ

ランス) R定款5-2

子供の世話をするため、あるいは配偶者の仕事を支援するために仕事を中断したり、仕事に就けなかった人を正会員とする

提案理由

RI 定款では、仕事をしていることが、ロータリー・クラブ会員となる資格条件の一つであるとされている。しかし、多くの素晴らしい女性、時に未亡人は、学位を職業に生かしたことがなかったり、ロータリアンであるなしを問わず夫の仕事の手伝いのために仕事を辞めている。クラブに参加し、知識、経験、人脈を共有することのできるこれらの会員から、クラブは大きな恩恵を得ることができる。

(修正動議) 子供の世話の文言の中で女性男性の区別をするべきではない。(herの削除)

(修正案へ賛成) ジェンダー問題であるので賛成。

(修正案へ反対) 問題は「パートナー」という言葉を「配偶者」に替える必要があるので反対。修正案への採決⇒367対121で採択

(賛成) 性別に関係なく家事を専業にする人がロータリーになる事に賛成。

(修正動議) 「配偶者」を元の「夫」にするべきである。

(修正案へ反対) 修正案に修正する事になるのは正しい議事運営なのだろうか?

修正案への採決⇒239対230で採択

(賛成) 膨大な数の配偶者(ファミリービジネス)が入会することでRIの収益が増加する。また配偶者は十分な時間を持っているのでロータリーに貢献する人材になる。

(修正動議) インナーホイールのメンバーがロータリアンになることが出来る

(議長) 趣旨を変更することになるので不採用

(賛成) 私は配偶者でホームメーカー、母親ではあるが、ロータリアンとして発言してい



る。

(賛成) Eクラブには様々な幅広しメンバーを求めている。ホストペアレントで家事をしている男性に入会をお願いしているが、今のところこの立法案が成立することを待っている状態であるので、採択いただきたい。

採決⇒359対165で採択 (350票が3分の2なので採択された)

#### **13-44 早期退職をした人や、長期休暇にある人を正会員として認める件** (フランス)

R定款5-2

R定款5-2a1、2項の退職者のほかに、早期退職者、長期休暇を取っている人を正会員として認める

提案理由

一時的あるいは恒久的にキャリアを中断した配偶者が、会費全額を支払う正式なロータリアンとなれるようにすることを目的としている。

しばしば、配偶者は、ロータリアンの傍らでクラブのプロジェクトに参加している。そのような配偶者は、国際ロータリーについて相当な知識を持ち、ロータリアンとして認められ、奉仕できるようになれば、それに対して喜びを感じるようになる。

撤回

#### **13-45 職業分類の制限を改正する件** (台湾)

R定款5-2標準8-2

50名以下のクラブでは同一職業分類に属する会員を10%とする。51名以上は5名まで。

提案理由

会員数50名未満のクラブ

の場合は、同じ職業分類の会員が10パーセント以上いてはならないことを規定するものである。会員数が51名以上のクラブは、同じ職業分類の会員を5名まで有することができる。

(反対) 少人数のクラブにとってこの制定案が通れば維持することが困難になる。

(反対) 意味の無い変更であるので反対

(賛成) 職業分類の原則を守る事と、バランスのとれた職業構成のクラブにするべきである。

採決⇒133対380で否決

#### **13-46 職業分類の制限を改正する件** (インド)

R定款5-2標準8-2

50名以下のクラブでは同一職業分類を10名。51名以上は20%までとする。

提案理由

インドのハイデラバードにあるハイテク・シティーや、米国のシリコンバレーのような場所では、地域の職業人口の大半がコンピューター専門家で占められている。このため、これらの地域で新しいロータリー・クラブを結成する場合には、このような制約がロータリーの組織的発展の妨げとなる。

(反対) 職業分類はロータリーの多様性を確保できる独自性を持っている。この制限を外せば収入が増えてもロータリーの独自性を失う。

(反対) 必要性は感じていない。

採決⇒109対404で否決

### **13-47 職業分類の制限を改正する件**（日本、兵庫、南淡路RC）

R定款5-2標準8-2

20名以下のクラブは同一職業分類を2名。21名以上は10%

提案理由

本制定案は、RI 定款と標準ロータリー・クラブ定款を改正し、50名以下のクラブも10%以内を採用するようにするものである。(2010年6月30日現在の)RIの公式発表によると、世界のクラブ平均会員数は36名である。本制定案によって、会員数が20名以下のクラブについては、同じ職業分類の会員が2名までに制限される。

(賛成) 20名までとの事であればよく考えられたものと思う。

(反対) 職業分野が多くないところに住んでいるので不可能になってしまう。

(反対) RI理事会としては反対である。理由は現状その問題を抱えているクラブが多い事と、財務面でも問題がある。

(反対) 財務面で困難な状況に陥るクラブが発生する懸念がある。

採決⇒74対442で否決

### **13-48 会員の終結に関する規定を改正する件**（ニュージーランド）

標準12-5

出席した理事会メンバーの3分の2を下らない賛成投票によってその会員身分を終結する

提案理由

当該目的のために招集された理事会の会合において、理事会全員の3分の2を下らない賛成投票が必要であると定めている。しかし、理事会全員が出席しなかった場合にどうするのかは、明らかではない。

採決⇒389対131で採択

### **13-49 移籍ロータリアンと元ロータリアンに関する規定を改正する件**（英国）

R細則4-030標準7-4

本人がそのクラブの所在地域内またはその周辺地域でそのクラブにおいて本人が分類されていた職業分類の下に現実に職業活動に従事しなくなったという条件を削除

提案理由

削除が提案されている文言は、引き続き同じ住所に住み、同じ職業に就くロータリアンが近隣のクラブに移籍するのを妨げることとなる。さらに、この文言は、そのような人が、以前に所属していたクラブに再入会するのを妨げることになる。

採決⇒446対65で採択

### **13-50 移籍ロータリアンと元ロータリアンに関する規定を改正する件**

（日本、福井県、敦賀RC） R細則4-030標準7-4

移籍会員および元ロータリアンを所在地域内またはその周辺地域でそのクラブにおいて本人が分類されていた職業分類の下に現実に職業活動に従事しなくなった条件のみに限定する事を確認し、それ以外は新会員として扱う

提案理由

今までの規定では、移籍会員または元会員とは、その退会しようとする理由が「本人がそのクラブの所在地域内またはその周辺地域でそのクラブにおいて本人が分類されていた職

業分類の下に現実に職業活動に従事しなくなったということではなければならない」と規定されている。しかし、それ以外の理由による移籍については言及していない。本制定案は、それ以外の理由で、クラブを替わろうとする会員について規定するものである

採決⇒266対237で採択

最終日13-49と13-50のどちらを採用するか再採決がなされた。

結果的に13-49が多数を得て13-50は否決に変更となった。

最終日

#### ※13-49と13-50の再審議

規定細則審議会より13-49と13-50の統合を検討したが、統合が不可能との判断を提案者と共に合意した。したがって再審議する事となった。

議長より、13-49と13-50は採決されたが矛盾があり、どちらかの立法案を選択しなければならない。

採決⇒321対157で13-49が採択された。

したがって、13-50は否決扱いとなった。

#### **13-51 移籍ロータリアンと元ロータリアンに関する規定を改正する件**（トルコ）

R細則4-030標準7-4

元会員や移籍会員は元のクラブより推薦を受ける事が必要条件

提案理由

移籍会員や、クラブを変える元会員には、以前に所属していたクラブからの推薦状を持参するよう求めるべきであり、以前のクラブからの書面による承認を得るまでは、そのような会員を入会させるべきではない。そうすることで、出席面で深刻な問題があった元会員や移籍会員、クラブに積極的に参加していない元会員や移籍会員、職場や日々の生活で高い道徳的基準を推進していない元会員や移籍会員が、ロータリーに入会できないことになり、その結果、ロータリーのイメージもさらに向上することとなる。

（修正動議）「推薦状」ではなく「入会を反対しない書簡」に変更

（議長）シンプルな変更ではないので不受理

（反対）移籍ロータリアンは元のクラブで証明書をもらうが、現状証明書をもらうのに苦労するメンバーが多い。その上推薦状ももらうという意味では再入会が困難になる。

（賛成）推薦状は必要。

（反対）元のクラブで推薦状を意図的に出さない恐れがあるので反対。

（反対）ロータリアンへの信頼を失うことになる。4つのテストを適用するべき。

（反対）以前のクラブが存在していない可能性も排除できない。また、提出期限を設けるべきだった。

（賛成）推薦状を元クラブからもらうことは、クラブ同士のトラブルを防ぐ事になる。

採決⇒260対255で採択

#### **13-52 移籍ロータリアンと元ロータリアンに関する規定を改正する件**（インド）

R細則4-030標準7-4

元のクラブに金銭的債務を負っているかどうかを記した文書が45日以内に元クラブから提出されない場合、負債がないと判断する

提案理由

金銭的債務に関するこの文書の提出期限を定めるべきである。そのような文書が、要請から45日以内に提供されなかった場合、当該会員はクラブに対して金銭的債務を負っていないとみなされるものとされ、ほかのクラブに入会できる。

(修正動議) 45日は長いのもっと短い30日に変更を  
修正案の採決⇒367対125で採択された  
採択⇒403対108で採択

### **13-53 名誉会員がRI 徽章を着用するのを認める件 (スリランカ)**

R定款13

名誉会員にRIの徽章、バッジまたはその他の記章を着用する権利を与える

提案理由

RIの徽章、バッジまたはその他の記章を着用する権利を名誉会員に認めないのは、差別である。名誉会員は、ロータリーの運動に名誉とさらなる信望をもたらすものである。従って、名誉会員にもRIの徽章、バッジまたはその他の記章を着用する権利を認めるべきである。

(質問) 会員には名誉会員も含まれるのでこの立法案は必要ないのでは

(規定審議委員会) そうではない。名誉会員を除くとされている。

採決⇒448対59で採択

## **V. 地区**

### **A. 一般**

#### **13-54 各地区におけるEクラブの制限数をなくす件 (理事会)**

R細則2.010R細則15.010

Eクラブを一地区2つまでとする数の制限を削除する

提案理由

現在、この上限数は2である。2つを超えるEクラブを地区に設立したいと望んでいる地区ガバナーがおり、これまでに5地区がこの上限に達している。本制定案は、さらに多くのEクラブの設立を通じて、会員増加を促すと思われる。現状3000人の会員、100以上のクラブが存在する。もっと若くてダイナミックな組織の充実がなされる。平均年齢47歳(10歳以上若い)45%が女性(20%以上多い)Eクラブは奉仕プロジェクトを実践し、若いプロフェッショナル、リタイアしたプロフェッショナルが多い。

(反対) 親睦が重要なロータリーでEクラブは親睦が希薄であるし、コストが安上がりであるとしてもその実態が見えない。組織構造のチェックがなされていない。

(反対) 地区の一つがベストと思っている。世界中から参加したEクラブメンバーの地区では管理することが出来ない。会員の多くは伝統的クラブから移籍している。

新しいロータリアンとしてEクラブの入会する人たちの理解度は低いと感じている。私の地区おEクラブは15カ国に広がっている。もっとEクラブの「熟成」を図るべきである。

(賛成) 変化に対応できる組織が生き残る。私のクラブはロータアクトメンバーが多くインターネットを活用している。規定審議会では若者たちが活躍できる環境を作ってほしいのです。

(賛成) Eクラブは若い世代が多い。RIのウェブを閲覧したりウェビナーを活用する世代を増やすべき。

(賛成) 個人的に一月に一度E例会を開催している。

採決⇒295対220で採択

### **13-55 地区番号に地理的呼称を付記することをガバナーに認める件**

(日本、群馬県、前橋RC) R細則15.010

ガバナーは地区番号に国や県や地域などの地理的名前を付け加えて使用できる

提案理由

他地区との交流・連携を図る上で、地区番号だけでは、他地区の所在地がわからないことが多い。地区の識別にガバナーが地区の地理的呼称を付記することができれば、地区間の理解・交流を一層促進することが期待できる。RIにおける管理は地区番号のみで行われるので、事務処理が煩雑になったり、混乱したりする心配はない。

(反対) 地区と地区との仲が悪くなる。(?)

(賛成) インドではどの地区がどこに所在しているか複雑になっている。

(反対) これが採決されると混乱が招く、多国間でテリトリーを持っている地区で混乱する。

(賛成) 大賛成である。これで懇親が深まると思う。

(反対) ガバナーが地域的名称を毎年変更する危惧を持っている。

(修正動議)「地区大会の承認を前提に」を追加

(議長) 却下

(修正動議)「RI理事会の承認を得て」を追加

(議長) 却下

(反対) メキシコには9地区が所在し、4つの州に所在している。毎年地域名を変更するのか?

(特別議員) 地区によっては15の国にまたがっている場合は地域的な呼称をつけるのは困難になることを銘記いただきたい。

採決⇒142対373で否決

### **13-56 パスト・ガバナー審議会について規定する件 (インド)**

RI細則15.130

地区にパスト・ガバナー審議会を設立する

任務はガバナーから負託された事項の助言と提案およびクラブ・地区の関連事項の調停

提案理由

パスト・ガバナーの助言や行動によってガバナーの権限と責任が減少したり、妨げられたりしてはならないことは非常に明らかであるが(ロータリー章典19.090.2.)、パスト・ガバナー審議会に、元会長審議会(RI 細則19.040.)に与えられているのと同じことを定款において認めるべきである。

(修正動議) 地区大会、地区協議会で審議会を開催する事等を追加。

(反対) パスト・ガバナーの行動によって現ガバナーが影響を受けてはならないという前提ではパスト・ガバナー審議会には必要はない。ガバナーを審議会に出席を強制してはならない。アドバイスを提供する会に過ぎないパスト・ガバナー諮問会議で十分。

(反対) すでに審議会を開催している。諮問的存在であるのでそれで十分。

(反対) パスト・ガバナー審議会を完全に無視されている地区がある。

(反対) 現状の手続要覧で十分。現職のガバナーは地区の唯一の役員であるのでパスト・

ガバナーの強い影響力を排除しなければならない。  
修正案採決⇒カードで採決（機械故障のため）否決となった。

## B. 会合

### 13-57 地区協議会の目的を改正する件（フランス）

R細則15.020

現職Gが会員増強、財団、地区及びクラブのプロジェクトの成果を評価する目的にする  
提案理由

（本制定案では）協議会の目標を拡大し、間もなく任期を終える会長が、特に会員勧誘と拡大、ロータリー財団への寄付および財団関連（研究グループ交換、世界社会奉仕、奨学金）、地区とクラブのプロジェクトと関連して、その年度を振り返る機会とする。

（反対）現在の地区協議会の目的は次のリーダーのトレーニングが目的である。この制定案は現状の多くの面で大変革を要求している。むしろ、RIはスペシャルセッションを設けるべきと思う。

（反対）協議会と別個に開催するべきであろう。目的を改正する必要性は感じない。

（反対）国際協議会も地区協議会も次年度のためにあるので、別に開催するべき。

（賛成）すでにPETSで行われているので、地区協議会とは別であるので。

採決⇒46対460にて否決

### 13-58 「地区協議会」という言葉を「クラブ・リーダーシップ研修セミナー」に変更する件（米国）

R細則15.02. 40,060,090他

提案理由

「協議会」という言葉は、さまざまに異なる意味や解釈を持っており、この研修の成果として望まれるリーダーシップ・スキルに焦点を当てていない。「クラブ・リーダーシップ研修セミナー」と変えることにより、ガバナー・エレクト研修セミナー（GETS）、地区チーム研修セミナー（DTTS）、会長エレクト研修セミナー（PETS）などの他の研修との一貫性ができ、これらの研修セミナーの中での関連性が明らかになる。

（賛成）地区協議会の内容を伝えるのに苦労していたので賛成

（賛成）常識的であるので支持していただきたい。

（反対）CLTSは英語では卑猥な意味があるのでそのような略称にならないように工夫いただきたい。

（反対）クラブ・リーダーシップセミナーはクラブで開催するような誤解を生む懸念あり

（修正動議）クラブ・リーダーシップのための地区研修セミナーに名称変更を…（CLDTS）

（特別議員からの動議）木曜日に延期を…

動議への採決⇒218対290で否決なのでそのまま審議継続となった。

修正案⇒210対292で否決

（修正動議）地区研修協議会に変更を…DTA

修正案の採決⇒253対251で採択

本制定案の採決⇒288対226にて採択された（AA）

※再審議の要求が翌日の本会議でなされセコンドされた。

（賛成）言葉と用語が様々に変わり、混乱をしているので再審議をするべき

(反対) 用語の問題ではなく、十分に審議したと感じている、時間の無駄。  
再審議動議への投票⇒153対368にて再審議動議は否決された。

### **13-59 地区協議会の開催地の選定に関する規定を改正する件** (インド)

R細則15.020

開催場所と日時の決定は、Gエレクトと地区内クラブ会長エレクトの同意が必要

提案理由

会長エレクトは地区協議会開催のステークホルダー(利害関係者)ということになる。ロータリーのような民主的な組織では、地区協議会の開催地の選定についてクラブ会長が意見を述べられるようにすべきである。最近の傾向は海外のリゾートで開催する事例がある。その結果、クラブ会長は膨大な費用負担となり参加できなくなる恐れが出ている。

(反対) この制定案ではガバナーに大きな負担を与えるので反対する。

(反対) どちらから言うと地域的な問題と感ずるので、ゾーン内で話し合うべきであろう。

(運営変更動議) 提案を2分、発言を1分にするべきでは

(議長) 明日以降にしたい。時間は十分ある。

(反対) 地域の境界内で実施することにすれば良いのではないか。

(賛成) 地区大会等で紛争が続発している。地区ガバナーは相談しなかった結果、クラブが離反したこともある。

採決⇒71対450で否決

### **13-60 地区大会での投票手続を改正する件** (インド)

R細則15.050

地区大会開催の日においてクラブ歴が1年未満のクラブは投票権が与えられない事を追加

提案理由

地区大会中の投票が行われる日に先立つ12カ月間に加盟認証された新クラブが選挙人を送る権利を差し止めるものである。これにより、ガバナー・ノミニー候補者が投票を目的として新クラブを結成するという現在の慣行を阻止し、ガバナー・ノミニーの選挙に透明性を与えることになる。

(賛成) 新しいクラブは選挙直前に結成される。そのようなクラブはロータリーの理念を全く持っていない。言わば選挙のために結成されている。

(反対) これはクラブの「差別」である。

(質問) これはガバナー選挙の投票を目的としているか?⇒全ての投票をさしている。

(反対) クラブは認証されたら、すべて他のクラブと同じ権利を持つので反対。

(特別議員) ロータリーの方針に従えば、現職のガバナーだけが新クラブを設立できる権限を持っている。新クラブは審査を経ていることも理解いただきたい。

採決⇒53対461で否決

### **13-61 地区大会での投票手続を改正する件** (インド)

R細則15.050

25名未満のクラブは投票権なし。その後、従来どおり25～37名までの会員数のクラブは1名の選挙人。38～62名のクラブは2名の選挙人。63～87名のクラブは3名の選挙人。

提案理由

新しいクラブ創立の承認を得るには、少なくとも25名の創立会員のリストをRI理事会に提出することが義務づけられている（ロータリー章典18.050.5.）。これと同じ論理から、不公平や偏りなく、クラブがRI選挙に参加できるようにするには、最低会員数を25名としたほうがよいと思われる。

（質問）25名未満のクラブは世界でどの程度所在しているのか？

（事務総長）14000クラブ程度である。恐らく30%程度である。

採決⇒42対473否決

### **13-62 地区大会の投票手続を改正する件**（米国）

R細則15.050

従来のガバナー・ノミニーの選出のほかに、理事指名委員の選挙、G指名委員の選挙、COL代表議員の選挙手続も同様に規定する

提案理由

RI細則に規定された地区大会の投票手続は分かりにくい。上記の変更は、特定の状況における地区大会での投票手続を明確にすることを意図している。

採決⇒317対177で採択

### **13-63 地区大会の委任状による代理投票に関する規定を改正する件**（インド）

R細則15.050

提案理由

(i)委任状による代理者が自らの裁量で候補者を選ぶ、(ii)代理するクラブの数に制限はないため、委任状による代理者は、2つ以上のクラブの代理で投票する権利を持つ可能性がある。これにより、投票が行われる地区大会の出席率が低くなるとともに、被選候補者が、自分に有利な代理票を集めることを促すことになる。

採決⇒210対292で否決

## **VI.ロータリーの綱領、奉仕部門、年次テーマ**

### **13-64 ロータリーの綱領に青少年の参加と育成に関する第5項目を追加する件**

（インド、マレーシア等5カ国）R定款4標準4

綱領に新世代奉仕を定義し、1項目増加する。親睦および、社会奉仕・国際奉仕プロジェクトを通じて、さらには青少年交換、学習、自己啓発プログラムによって青少年による参加及び成長を促す

提案理由

新世代奉仕の奉仕部門が加わったことにより、ロータリーの綱領に相違または整合性の欠如が生じている。よって、以下の文言で提案されている、綱領の第5項目が必要となる。第5 親睦、社会奉仕と国際奉仕のプロジェクト、および交換、学習、自己啓発を通じたプログラムにおいて、青少年の、青少年のための、青少年による参加および成長を促すこと。

（修正案動議）理事会付託をお願いするべきでは？

（修正案へ反対）付託しないで今審議するべき。

修正案の採決⇒298対196にて採決された⇒TOB（理事会付託）

### **13-65 ロータリーの綱領に新世代の奉仕と育成に関する第5項目を追加する件**

（日本、埼玉県、川口西RC）R定款4標準4



新世代に奉仕・交流プログラムの実践を通じて、奉仕の理想の理解を促し、青少年が指導者としての資質を伸ばし、国際間の親善と世界平和に貢献できる担い手となる。

提案理由

2010年規定審議会で新世代奉仕が5大奉仕部門に新たに加わったが、現状の綱領は新世代奉仕に触れていない。5大奉仕がロータリーの基本原則である以上、ロータリーの綱領と5大奉仕部門に整合性が必要である。

(修正動議) 13-64と類似しているので理事会へ付託すべき

(反対) 付託に反対。第五奉仕部門を認めて文言を理事会に付託する印象を与えている。ロータリーの綱領はすでに完成しているものである。(その後議長より制止される)

修正動議の採択⇒337対175で採択⇒TOB (理事会付託)

### **13-66** ロータリーの綱領に環境保護に関する第5項目を追加する件 (フィリピン)

R定款4標準4

綱領の5項目に地球環境保全を加える。環境保全は生命を育み、究極的には、人類への奉仕の理想を実現すること。

提案理由

200以上の国と地域に約32,000のロータリー・クラブがあり、あらゆる職業における高い倫理基準を奨励しながら、識字率、疾病、飢餓、貧困、きれいな水の欠如、環境問題など、日々の問題に取り組むプロジェクトを実施している。地球の保護は、「超私の奉仕」というロータリーの第一標語に対する献身を究極的に表すものである。

(修正動議) 我々の仕事は規則を変更するものであり立法機関であり、RI理事会は行政機関である。13-63と13-64が付託されたことに驚いている。しかし13-66も理事会に付託する事を提案する。

修正案の採決⇒231対253で否決

(反対) それぞれの綱領の項目は全て奉仕分野と関連している。そこで第五項は新生代が入るべき。

(反対) 綱領はすべての奉仕活動の基本であり、現在の綱領は現実の奉仕を前提としている。

(賛成) 歴史を作るのが規定審議会議員であることを理解するべき。地球環境保全はほかの奉仕活動を実施できなくなることを意味している。

(反対) ロータリーの綱領で追加すべきなのはポリオであろう。ロータリーの綱領を頻繁に変更するものではない。

採決⇒76対442で否決

### **13-67** ロータリーの綱領の第4項目を改正する件 (ブラジル)

R定款4標準4

奉仕の理念に結ばれた職業人が、国際ロータリーの活動を通して、国際理解、親善、文化および平和を促進すること。(文化の文言を追加)

提案理由

文化を中心とした効果的な活動を通じて、そのような活動を人間形成の重要な手段とし、地域社会での文化的発展に関するプロジェクトや活動をロータリー・クラブが行うのを支援することを目的として(文化を追加する提案)

(修正動議) 全てのロータリーの綱領への変更を取り扱っている制定案を一括理事会付託

するべき

(議長) 修正案を出したいのか？

(修正案への反対) 重要な問題を3年延期するべきではない。

(修正案への反対) 規定審議会は立法機関なのでここで決定するべきである。理事会付託をしても文言を修正することくらいしかできない。3年延期の決定しかできないので公平ではない。

修正案の採決⇒81対433で修正案は否決

(賛成) それぞれの伝統・文化を尊重するべきであるので、賛成である。

(反対) 国際理解が親善・平和はお互いを実現することを目指すものであり、文化は違う。文化的な違いを推進できるのではなく、理解を深めることくらいしかできないのである。

(賛成) 平等、公平の面で素晴らしい表現である。このような表現によってロータリーは前進する。

(反対) (ドクターマン元会長) 綱領の変更の提案がしばしば提出されるが、ロータリーの綱領はロータリーの全てを表現しているものではない。クラブ、職業、地域社会、国際社会で奉仕を進めることがロータリーの綱領の神髄である。理事会に付託しても綱領の変更をどのように扱うか困惑するであろう。綱領にすべてを盛り込もうとしてはいけない。私は反対である。

採決⇒91対430で否決

### **13-68 ロータリーの綱領を改正する件 (フランス)**

R定款4標準4

第2項「現在も未来においても」を追加

第3項「各人への尊重の念を広める」を追加

提案理由

国際機関の専門家によって作成された国際規格 (ISO) 26000:2010「社会的責任の手引」に含まれているいくつかの重要な概念を導入することである。社会的責任およびすべての国と人権への尊重を盛り込むことは、非営利組織にとっても極めて重要である。

(反対) ロータリーの綱領に使われている用語は十分に表現されているので追加的な文言は必要ない。

(質問) 26000を知らないのは私だけではない。説明を要求したい。

(発表者) 国々の間な国際的な規格である。

(修正動議) 現在も未来を削除することを提案したい。

修正案の採決⇒緑カード多数により修正案が採択された

(反対) 綱領は完結が最善である。追加をするとエスカレートを招く。

採決⇒38対480で否決

### **13-69 第五奉仕部門を改正する件 (英国、オーストラリア)**

標準4

第5項新世代奉仕を青少年奉仕に変更

提案理由

2010年規定審議会における当初の立法案は第五の奉仕部門の名称として「青少年奉仕」を創設するものであり、青少年プログラムの対象となるグループを具体的かつ正確に表現するものであった。多くの国で青少年たちは「新世代」という言葉が曖昧で横柄な言い方で

あり、受け入れがたいと感じている。

(賛成) 第五奉仕部門は2010年審議会で「青少年」の文言で提出されている。新世代よりも青少年の文言が一般的な地区が多いと思う。

(反対) 新世代はロータリーが未来志向の組織であることを示している。

(反対) (ジアイ元会長) 誤解があると思う。2010年規定審議会での決定は35歳までの世代を新世代としてそれを対象にすることが決定されている。したがって私は反対である。

採決⇒308対205にて採択！！

### **13-70 RI の恒久的な年次テーマを創る件** (米国)

R定款2、18

「超我の奉仕」を恒久テーマとする

提案理由

年次テーマは一貫したものとすべきである。コストの点からも、襟ピン、ネクタイ、バナーを毎年変えるのは無駄遣いである。そのようなアクセサリーにかかるコストは、強調分野のいずれかのために費やした方がずっと有意義である。ブランディングの観点からも、ロータリーの徽章が奉仕の同義となり、徽章の襟ピンを見れば、奉仕を連想するようになるべきである。

審議に入る

(反対) (松宮理事) 理事会は支持しない。1950年度から始まったRI会長のテーマは毎年設定してきた歴史を持っている。特定の年度のテーマを支持するガバナーは多い。さらに恒久的テーマになれば財務的にも反対の立場となる。

(修正動議) 文言の訂正 (理事会が決めた通りにRIが提案する)

(賛成) ロータリーは「複雑化」の歴史を辿っている。恒久的なテーマにすることによってロータリーのイメージが向上する。

(反対) 毎年新しいテーマによりもたらされる活力がなくなるので反対。

修正案の採決⇒232対274で修正案は否決

(反対) 恒久テーマの実情は超我の奉仕である。この案件の意図は毎年のテーマを廃止することであり、毎年違うテーマを持ってチームを作るうえでは有益であるのでこの案には反対である。

(反対) (キング元会長) モットーとテーマの意味は違う。テーマは毎年の「重点」を示し熱意を喚起し、チームの活力をもたらすものである。

採決⇒122対399で否決

## **VII. ロータリー財団**

### **13-71 ロータリー財団管理委員の空席を充填する件** (理事会)

空席が出た場合会長が新管理委員を指名し理事会で選任する

採決⇒カードによる採決の結果、採択された

### **13-72 財団管理委員の任期を改正し管理委員長の任期を4年に延長する件**

(スウェーデン) R細則22.020

管理委員の任期を6年、管理委員長の任期を4年とする

提案理由

本制定案の趣旨は、未来の夢計画において大規模な長期パートナーとの協力を確保する上

で必要とされる継続性を高めることである。(現行は管理委員4年任期)

審議に入る

(賛成) 将来のためにこれから大きな存在になるためにはこの制定案は効果的である。

(反対) もし、管理委員として「弱い」人が選任された場合任期が長いと長い間悪影響を及ぼす。今の任期で円滑な交代をすることにより活力は維持できる。

(賛成) 障害を与える期間で一番ふさわしいのはどこまでかは特定できない。伝統的に元会長が管理委員長に就任することの是非はともかく

(反対) (ドクターマン元会長) これはロータリーにとって良くない。一つは管理委員の任期について反対はしないが、2つ目には最も重要な職務である管理委員長の任期が4年と国際ロータリー会長の任期一年では大幅な影響を与える恐れがある。(管理委員長のほうが偉くなる?)

管理委員と管理委員長の任期をそれぞれ採決する修正動議があった。

修正動議採決⇒212対287で修正動議は否決

(反対) 財団管理委員会としてこの案件を検討し、一致して反対の結論を得ている。

採決⇒30対486で否決

### **13-73 財団管理委員の任期を改正する件** (インド)

R細則22.030

管理委員の任期を2年とする

提案理由

財団管理委員の任期を4年から2年に減らすことにより、次のような利点がある。

- 1) 4年という長期ではなく、2年という短期にすることにより管理委員が熱意を持続できる。
- 2) シニア・ロータリアンおよび熱心なロータリアンが、管理委員としてロータリー財団を援助する機会が増える。

撤回

### **13-74 財団管理委員会の資格条件を改正する件** (米国)

R細則22.020

管理委員の4名までを元会長としてもよい(現行は定員4名)

提案理由

管理委員会のリーダーシップと決定が、これら4名の元会長に支配されているのが実際的な影響である。本立法案は、ロータリー財団管理委員会における元会長の適切な割合をRI理事会が決定することを可能にするものである。

撤回

## **VIII. RI 役員と選挙**

•RI会長と理事

### **13-75 会長の資格条件を改正する件** (米国)

R細則6.050

RI理事を終えてから少なくとも3年経過の条件を追加

提案理由

理事としての在職後すぐに会長指名を求める候補者は多くなかったが、本制定案により、元理事が、会長職に備えるために、国際大会委員会への任命や国際協議会への参加などの任務を務めることが可能となる。

審議に入る

(反対) RI理事会としては最もふさわしい人が会長になるべきと考えている。以前の例としてハントレー氏は会長になれなかった。

(賛成) 理事会と管理委員会はこの制定案に賛成している。

(反対) もう一つ考慮することは年齢であるので反対である。

(反対) シニアリーダーを非常に長く歴任した高齢のメンバーにとって酷な事である。

採決⇒91対423で否決

### 13-76 会長指名委員会委員の資格要件を改正する件 (ブラジル)

R細則11.020

3回以上委員となることはできない条件を追加

提案理由

ロータリアンが所属ゾーンを代表して会長指名委員会委員となる回数を制限することにより、ロータリーで最も重要な役職である会長を指名するプロセスが、より民主的で現代的なものとなる。本制定案は2010年規定審議会において制定案10-208(規定審議会代表議員に関連)に下された決定と同様の意義を持つものである。(10-208ロータリアンは3回を超えて規定審議会に代表議員として出席してはならないと規定する件)

審議に入る

(賛成) 会長を指名する方法でもっと多くのシニアリーダーが参画できる効果がある。

(反対) 一般的な方針として反対である。任期の制限とは決定する個人または機関が適切な判断が出来ないという事を前提している。それは不信感を前提としている。

(賛成) 3年前の規定審議会で代表議員の任期が採択されている。

採決⇒366対149で採択

### 13-77 会長選挙の郵便投票に関する規定を改正する件 (インド)

R細則11.100

一票を投票できるクラブの最低条件として、年度当初より25名の会員を有することを追加  
提案理由

1) 実際に25人の正会員がいるわけでないが、何らかの方法でその創立会員数基準を満たし、半期報告書の時期になると10名に減らしている。

2) このようなクラブは、選挙時における優位を求めている人によって推進されている。いずれの場合でも、ロータリーの精神と倫理基準が脅かされることになる。本立法案は、このような操作を防ぐために提案されるものである。

撤回

### 13-78 理事および理事指名委員会委員の資格条件を改正する件 (米国)

R細則6.050R細則12.020

理事候補者はさらに、推薦される前の36カ月間に、少なくとも2回の研究会と1回の国際大会に出席の要件を削除、指名委員は委員を務める前の3年間に、少なくとも、当該理事が指名されるゾーンの2回のロータリー研究会と1回の国際大会に出席していなければならない

い要件を削除。

提案理由

現存の規定が厳粛に順守されている地区やゾーンもあれば、そうでないところもある。本提案の意図は、当該ロータリアンのことを最もよく知る人に選考の全権を与えることにある。

審議に入る

(修正動議)「選挙において」を削除へ

修正案の採決⇒312対163で修正案は採択

(賛成)単純に参加しただけで資格を取る方法に疑問がある。理事候補者はその方法だけではなく、他の重要な役割を担っていることのほうを評価すべき。

(修正動議)国際大会の出席を削除

修正案の採決⇒182対296で修正案は否決

(反対)国際大会、研究会への出席は必要。

(反対)指名委員を歴任している。国際大会、研究会への参加を前提にしなければ候補を絞り込めない。

採決⇒250対259にて否決

### **13-79 理事指名委員会の投票手続を改正する件** (ドイツ)

地区のロータリアンの人数が1000名ごとにその地区の理事指名投票権が1票増加する  
撤回

### **13-80 理事指名委員会委員の資格要件を改正する件** (オーストラリア)

指名委員候補者が務める前の3年間に1回の国際大会に出席しなければならない要件を削除  
撤回

### **13-81 理事指名委員会委員の資格要件を改正する件** (南アフリカ)

R細則12.020

地区大会で過半数の投票で指名委員に選挙されることにより、務める前の3年間に2回のロータリー研究会と1回の国際大会に出席の要件は免除される

審議に入る

(修正動議)次回の指名委員会のみ適用されるに変更(※正確でないかもしれませんが・記入者)

修正動議の採決⇒316対175で修正案は採択

(反対)指名委員が適任かどうかは、実際に候補と面識の有無を問われるべき。

採決⇒252対247で修正案が採択

### **13-82 指名委員会による理事ノミニー選出に関する規定を改正する件** (南アフリカ)

R細則12.020

ゾーン内に2つ以上のセクションのある場合、ゾーン内の全ての地区がゾーンからの選出を同意しない限り、理事を指名するセクション内の地区のみから指名委員を選出する

提案理由

アフリカ全土と中東の一部を含む(広大な)本ゾーンでは、理事ノミニーが特定のセクションのロータリアンの中から選出される場合、そのセクションにある地区がその人選を決

定するのが、公正な方法である。

審議に入る

(反対) セクションに分かれているゾーンでは順番に選出されるようになっている。指名委員会は全てのセクションから選出されている事のほうがベター。一つのセクションだけで選出するべきではない。

(反対) すでに大多数の地区で、そのようにできるようになっている。

(賛成) 選出のプロセスを簡素化できるメリットがある。広大な地域のゾーンではセクションでよく理解している人たちが選出するべきである。

(質問) どの程度のゾーンが該当するのか？

(事務総長) 34の内5つが該当する

採決⇒220対281で否決

### **13-83 指名委員会により選出された理事ノミニーへの対抗候補者に関する規定を改正する件** (フランス) R細則12.020

対抗候補者が地区内クラブの少なくとも過半数の同意を得る際に、そのクラブの条件として1年以上経過しているクラブであること。

提案理由

理事の選出に関しては、クラブが対抗候補者を推薦する上でそのような要件を満たす必要は(現在)ない(RI細則、第12.020.9節)。従って中央役員を選出する過程においても、同等のクラブ存在期間を要件とすることにより、すべてのRI役員候補に対する対抗候補推薦規定に整合性を持たせるのが妥当であると思われる。

質疑に入る

(反対) 差別であるので反対

(反対) 設立された段階から同等の権利を持っているから。

採決⇒117対384で否決

### **13-84 指名委員会により選出された理事ノミニーへの対抗候補者に関する規定を改正する件** (フランス) R細則12.020

対抗候補者を良く知ってもらうために、1ページの候補者の推薦書類を提出する。

提案理由

略

審議に入る

採決⇒175対323で否決

### **13-85 指名委員会により選出された理事ノミニーおよびガバナー・ノミニーへの対抗候補者に関する規定を改正する件** (フランス)

R細則12.020R細則13.020

RI理事あるいはガバナー候補者は対抗候補者として挑戦する理由を書いた書式が必要。

提案理由

対抗候補者として推薦してほしい理由の説明を義務付けないことは、(対抗制度の)悪用を招くものである。

撤回

## B. ガバナー

### 13-86 ガバナーの任務を改正する件（フランス）

R細則15.090

公式訪問の折にクラブの定款や細則が規定審議会の結果に従い、RI組織規定に準拠したものであるかどうか確認する

提案理由

規定審議会によって改正された場合、往々にしてクラブの定款および細則がすぐに更新がされなかったり、全く更新されなかったりすることがある。本制定案は、各クラブの定款および細則が、国際ロータリーの組織規定を順守したものであり、特に各規定審議会の開催後には更新されるよう計らうものである。

審議に入る

（賛成）強く賛成する。規定審議会の結果が本当に反映されているか確認することは重要だからである。

（反対）単純な理由である。ガバナーはDLPを確認する中に含まれているので反対。

（賛成）定款細則を見つけることが出来ないクラブが多いので賛成。

採決⇒292対225で採択

### 13-87 ガバナー・ノミニエーの資格条件を改正する件（アルゼンチン）

R細則15.070

地区の平均会員数よりも大きなクラブからのみ指名される条件を追加する（20名以上）

提案理由

現規定では、クラブはその会員数にかかわらず、地区ガバナー候補を推薦することができる。本制定案は、クラブがガバナー候補を推薦しようとする際、そのクラブに十分な数の会員がいることを要件とし、地区を率いるのに十分な経験があることをその候補者が既に所属クラブでの実績によって示していることを確認するものである。

審議に入る

（質問）世界で20名以下のクラブ数は？

（事務総長）25名以下14000クラブで20名以下は不明

（意見）13-60は否決されているので撤回すべき。

（提案者）撤回しない。

（賛成）20以下のクラブはガバナーをさすためには会員増強を促すメリットがある。

採決⇒144対376で否決

### 13-88 ガバナー・ノミニエーの資格条件を改正する件（ブラジル）

R細則15.070

ガバナーの配偶者はガバナー配偶者として5年以上経過した時、ガバナー候補者となれる

提案理由

本制定案の趣旨は、現ガバナーの年度中に、その配偶者がガバナー・エレクトとなることを防ぎ、新たな理念を持つ人物が地区の最高指導者となるようにするものである。

撤回

審議会4日目

（修正動議）昨日人頭分担金の値上げの案件で規定審議会代表議員の意見を聞かずに2分で



終了したことは「暴挙」であった。13-126を再審議する動議を上程したい。

(議長) 事前に提案者に動議を提出していないので無効である。審議中に動議を提出いただくことが大事である。

### **13-89 ガバナー・ノミニーの資格条件を改正する件** (日本、群馬、前橋RC)

R細則15.070

ガバナーになる24か月前にクラブの会長として全期間会長を務めたもの、あるいはまたは創立日から6月30日までの全期間を通してクラブの創立会長を務めたことのある者とする  
提案理由

選出時点(ガバナーとして就任する日の直前24 カ月以上36カ月以内)においてクラブ会長を務めている者は、15.070.3の「クラブの元会長であること」とする資格条件をみたさない。これによりガバナー候補者の選択の幅が狭められている。有為な人材を確保するためにも改正が必要である。

意見がなかったので採決に入る

採決⇒190対312で否決R

### **13-90 「ガバナー・デジグネート (governor-designate)」の肩書を新設する件**

(フィリピン) R細則13.010

ガバナーに指名された時にガバナー指名者となり、就任2年前の7月1日よりガバナー・ノミニーとなる

提案理由

ガバナーとして選出されたロータリアンは、ガバナー・ノミニーという肩書および役職を、前年度に選出されたガバナー・ノミニーと共有することとなる。このため、本制定案は、この後継者間の区別を明確化し、各人を特定するために、新たに「ガバナー・デジグネート (governor-designate)」の肩書を新設する。

審議に入る

(修正動議) ガバナーノミニーデジグネートに変更

カードによる採決の結果採決される

採決⇒306対197で修正案採択AA

### **13-91 ガバナー・ノミニー選挙の過程において、ガバナーが特定の選挙活動を承認することを認める件** (インド) R細則10.060

候補者を良く知るために、地区大会で紹介したり、クラブ例会で話をしたり、ロータリーの候補者を良く知るために、地区大会で紹介したり、クラブ例会で話をしたり、ロータリーのプロフィールを回覧するなどの最低の選挙運動を可能にする。

審議に入る

(反対) 規則を守らない人のために制定案を提出したに過ぎない。

(反対) ガバナーに権限が集中する懸念あり

(反対) ロータリーの原則を確認する事を優先してほしい。

(特別議員) 原則として選挙活動は認めていけない。反対である。

採決⇒53対457で否決R

### **13-92 クラブがガバナー・ノミニー候補者を推薦するために、設立から3年が経過してい**

**ることを要件とする件**（インド）R細則13.020

3年以上経過しているクラブがガバナー・ノミネー指名案を提出できる  
審議に入る

（反対）類似案件を議論したが、クラブの差別であり反対  
採決⇒41対476で否決R

**13-93 郵便投票に関する手続き規定を改正する件**（理事会）

R細則13.040

各クラブが一枚の投票券とする

提案理由

現在、クラブが権利を有する票数に相当する数の投票用紙をクラブに送ることを義務づけている。クラブはその後、一票につき一枚の投票用紙を返送しなければならない。本制定案は、クラブに単一投票用紙を送付することを定めるものである。各投票用紙には、クラブが有する投票権の数を記載し、投票委員会がその数の正確性を確認するものとする。この変更は、投票プロセスを合理化し、混乱を防ぐためのものである。

採決に入る⇒448対64で採択A

**13-94 郵便投票に関する手続き規定を改正する**（インド）

R細則13.040

会員一人が1票を投じる権利をもつ

提案理由

すべての会員に一票を投じる権利があれば、選挙人の人数が多いため、不正な方法で選挙人を感化することが難しくなる。

審議に入る

（反対）クラブがRIのメンバーであるルールを変えることはできない。

（賛成）現在のガバナー選出方法に問題が多い現実を解決する必要がある。買収や金品を贈ることが横行している現実があるのでこの制定案に賛成である。

（反対）私もインド出身であり現実が今のルールで改善されつつあるし、クラブが投票するべきである。

採決⇒20対479で否決R

**13-95 地区大会におけるガバナー選挙の規定を改正する件**（インド）

R細則13.020

クラブは一人の選挙人に全ての投票権を割り当てるものとする

提案理由

これにより、2票以上の投票権を有するクラブがすべての票を同一の候補者に投じなければならないという、RIの規定が順守される。

採決⇒261対245で採択A

**13-96 クラブがガバナー・ノミネーへの対抗候補者を推薦するために、設立から3年を経過していることを要件とする件**（インド）R細則13.020

ガバナー・ノミネー対抗候補者を推薦できるクラブは従来の1年ではなく、年度当初に3年以上経過したクラブでなければならない

撤回

**13-97 対抗候補者の支持に関する規定を改正する件** (インド)

R細則13.020

「地区内の10クラブで、設立から5年を経過しているクラブ」の条件に変更

提案理由

提案者の地域では、指名委員会によってガバナー・ノミネーが指名されると、敗れた候補者が、その指名に対抗するよう、あちこちのクラブから支持を集めようとするのを阻止するため。

(修正動議) 5年を一年、10%を20%に変更

(修正案に反対) 正当でないので反対

修正案の採択⇒162対316にて修正案は否決

(反対) 小さいクラブをフランチャイズ化する事になるので反対

(賛成) 指名委員会への信頼を与えることが出来るようになる。

採決⇒75対432で否決R

**13-98 対抗候補者の支持に関する規定を改正する件** (インド)

R細則13.020

クラブは一人の対抗候補者のみに支持するものとする

提案理由

Alphata Main ロータリー・クラブが、指名委員会の指名したガバナー・ノミネーに対する対抗候補者を2人支持したのはその例である。規定上の欠陥から、RI 理事会は、「地区選挙委員会が、Alephata Main ロータリー・クラブにより提出された対抗候補者支持を拒否したのは、誤りであった」という決定を下した(2010年6月会合、177決定205号)。

(修正動議) MUSTをSHALLに変更へ

カードによる採決で守勢案は採択

修正案への採決⇒332対154で修正案は採択AA

**13-99 ガバナー・ノミネーの対抗候補者の支持に関する規定を改正する件**

(インド) R細則13.020

「地区内の10クラブで、設立から3年を経過しているクラブ」および「クラブ総数の20%」の条件に変更

撤回

**13-100 ガバナーの空席に関する規定を改正する件** (アルゼンチン)

R細則6.120

地区権限を追加し、指名委員会は5代前まで遡ったパスト・ガバナーを指名するか、適任のロータリアンを副ガバナーに任命できる

提案理由

最近ガバナーを務めたロータリアン5人の中から、あるいはそのようなロータリアンがない場合には、資格条件を備えたロータリアンの中から、ガバナー指名委員会とパスト・ガバナーによって、それぞれの選挙方法で選出された人物である。

(賛成) 突然の事故が起きることに備えるためにこの立法案を支持する。

(修正動議) 地区研修リーダーを追加することを提案したい。⇒否決された  
(修正動議) 日本語では変化はない提案⇒修正案はカード方式で採択された  
採決⇒306対209にて修正案は採択AA

## C. その他

### **13-101 地区から繰り返し提出される選挙の不服申し立てに関する規定を改正する件**(インド) R細則10.070

「理事会が過去5年以内に、選挙の不服が2件以上確認したとき」を追加する

提案理由

手続要覧の該当規定で定められている適正な手続として選挙の不服申し立てを提出されたために、地区が罰せられる可能性をなくす。

審議に入る

(賛成) 前回の規定審議会で改定させたものであり、私は反対した。もしある地区が単に不服申し立てしただけで制裁を受けるべきではない。

採決⇒331対166で採択A

### **13-102 選挙の不服申し立てに関する規定を改正する件** (スリランカ)

R細則10.070

選挙審査手続に従わず、また手続の完了を待たず、ロータリー以外の機関または他の紛争解決機関の介入を要請した場合、この候補者は今後立候補できない。またそのようなクラブは機能しないクラブと見なされる

(修正動議) 2年間においてを挿入

修正案の採決⇒247対257で修正案は否決

採決⇒350対134にて採択A

## IX. 国際ロータリー

### A. 組織統括 (コーポレートガバナンス)

#### **13-103 試験的プロジェクトに参加できるクラブの数を200 から1,000 に増やす件** (理事会) R定款5.4

松宮理事より提案された

パイロット・プロジェクトに参加できるクラブ数を従来の200から1000に増加する

提案理由

ロータリーの業務や運営方法を向上させるような新しいアイデアを試行する機会をもっと多くのクラブに与えることは、クラブのためになるだけでなく、試験的プロジェクトの良い点と悪い点について理事会が理解するための洞察を与えることにもなる。

審議に入る

(反対) 製菓業の新薬の開発に似ている。副作用があるかないかは少ない事例からスタートしている。ロータリーの試験的プロジェクトもそのようにすべきである。現状では試験的プロジェクトは実施を前提しているので断固反対である。(橋本)

(質問) コスト増は?

(事務総長) 費用は不明

(賛成) 組織としてロータリーは試験的なプロジェクトを開発すべきである。試験プロジェクトの目的は変化をクラブにどのように与えるかである。

採決⇒447対69で採択A

### **13-104 E クラブの所在地域に関する規定を改正する件**（インド）

R細則2.030

所在地域を全世界とするか、または、クラブ理事会の決定によって決められる

提案理由

現行の定義は全世界またはRI 理事会が決定したものとされている。クラブは自治的な組織である。従ってE クラブは会員基盤を特定の地域に制限することにより一月あるいは一年に何度か、会員が直接顔を合わせる例会を義務付けた複合クラブを設立する可能性を残す権限を持つべきである。

審議に入る

（反対）設立にあたっては理事会が関与しているので反対。

採決⇒276対231で採択A

### **13-105 クラブ自治権について規定する件**（日本、兵庫県、姫路RC）

R細則2.040

RI定款、RI細則、標準RC定款に矛盾することのない範囲でクラブに自治権を与える

提案理由

ロータリー・クラブがRI 定款、RI 細則、標準ロータリー・クラブ定款に矛盾しないやり方で活動する限り、「自治権を有する」ことを規定するものである。本制定案はまた、各クラブの理事会がクラブの各委員会の設置ならびにクラブのプロジェクトの実施に関し、自治権を有することを明確にするものである。（三木）

審議に入る

（反対）提案者に聞きたいのは制定案が通らなければ自治権がなくなるのか？もともと自治権があるので審議するべきではない。

（質問）現在の細則の文言を変更するのか？

（細則委員会）既存のものは変化ない。番号だけが替わる

（賛成）（韓国）草の根の活動が重要である。もともとのクラブの発生から尊重させなければならない。

（反対）クラブの設立した段階でRIと契約状態にあるので複雑化する。

（賛成）強く賛成。自治権は国際ロータリーとクラブが対等あるべき。

採決⇒204対310にて否決

### **13-106 然るべき理由がある場合のクラブの懲戒に関する規定を改正する件**（インド） R細

則3.030

聴聞の場に、当該地区のガバナーかパスト・ガバナーが同席してもよい規定を加える

提案理由

聴聞会では、ガバナーまたはガバナーの代表者が出席していないため、クラブの弁護人がクラブ側の考えを述べている間、最も重要である、ガバナーの意見が直接述べられていない。

審議に入る

（修正動議）MAYからSHALLへ変更を

修正案の採決⇒156対340で否決

(反対) パスト・ガバナーが参加することに反対  
(修正動議) 指名から選出に変更を⇒否決  
(修正動議) 「パスト・ガバナーが自らのコストで」を追加⇒否決  
(修正動議) 地区のコストでに修正を⇒否決  
採決⇒426対90で採択

### **13-107 クラブの合併に関する規定を改正する件** (インド)

R細則2.060

2年間、25名以下のクラブは強制的にガバナーがその所在地域のクラブと合併させる

提案理由

会員数を25名以上に増やすことができず、以後2年間その状態が続いたクラブは、いずれ「機能していないクラブ」となることは間違いのないため、同じ地域にあるほかのクラブと合併するか、加盟認証状を放棄すべきである。

(修正動議) 15名以下3年間に変更を

(反対) 会員の数だけで判断してはいけない。

多くの反対があったが省略

(修正動議) 15名から10名に変更へ⇒否決

(特別議員) 物理的に合併できないクラブもあることを想起いただきたい。

採決⇒100対420で否決R

### ~~13-108 地区の境界を変更する理事会の権限を改定する件~~ (理事会)

撤回

### **13-109地区の境界を変更する理事会の権限を改正する件** (日本、秋田、青森両地区)

R細則15.010

最低会員数を1200名から1100名に変更

提案理由

現在、RI細則の暫定規定により、2012年7月1日までは、改正を要望している箇所は、1,000という数になっている。変更を要望する理由として、現在ロータリアン数が1,100前後の地区は、地勢的状况から地区内移動の困難な地域が多数であり、当該地区が合併等の事態になった場合、地区内移動がより困難になることは明白であるからである。また、合併等をしたがために会員数の減少を招くことも想定される。地区の減少による事務局の支援経費減を求めて、かえって会員数の減少で会費減というRI収入の減少になるのでは本意ではないと考えられる。

審議に入る

(反対) RI理事会はこの件は反対である。2010年規定審議会でも地区と相談して境界を変更することが出来ることが決定したが、理事会の権限を奪うものであるので反対である。

(賛成) 小さなクラブを差別しているのと同じく、小さな地区への差別であるので賛成

(賛成) Eクラブの導入を前提として1100名を目標とさせていただきたい。

(反対) 昨年から現状がスタートしているので変更が必要はない。

(質問) 影響と実施した地区の数は？

(事務局長) 61地区が対象になっている。計画中である。

(賛成) 人口に対するロータリアンの比率が問題ではないだろうか？

(反対) (クレギンスミス元会長) 小さな地区でも4万ドルの予算を費消している。大きな地区の分割が必要なのでこの案件には反対

(賛成) 合併することで距離の問題が出る恐れがある。その結果クラブの消滅につながる  
(提案者) この制定案が否決されたら、私は「ハラキリ」をしなければならないので是非賛成いただきたい。

採決⇒288対229で採択されたA

### **13-110 地区の境界を変更する理事会の権限を改正する件** (インド)

R細則15.010

クラブ数が100あるいは5000名を超える地区は境界を変更できる規定を加える33クラブ～100クラブあるいは1200～5000名までの地区の境界変更は地区の過半数の同意が必要。それ以外は理事か決定。

提案理由

地区の規模には、最適な範囲があることを認識するものである。地区が極めて大規模になると、その地区は指導者チームが統括し、ロータリアンのモチベーションを高めることが難しくなる。

(※RI理事会も同様の立法案を提出したが撤回した)

審議に入る

(賛成) ガバナーの職務を果たす上で100クラブ以上になれば不可能になる。

(反対) 現状5200名の会員が所属しているが5000にこだわる必要はない。

採決⇒227対296で否決R

### **13-111 新しい地区を援助する手続を規定する件** (ギリシャ)

R細則15.010

理事会は新しい地区の将来にあるいは地区の合併に対して、管理、リーダーシップ、代表権についての手続きを確立しなければならない

提案理由

地区の設立後、特に、複数国を含む地区の再編成後に生じる重大な問題を当該規定項目で取り扱い、言及することである。その主な目標は、複雑な状況が生じた場合、ロータリー地区リーダーの取り組みや、RIの支援業務を円滑にすることである。

採決⇒323対191で採択A

### **13-112 運営審査委員会の責務内容を改正する件** (理事会)

R細則16.120

委員の構成人数の割合と委員会開催権限の変更。委員長には開催権限なし。

提案理由

細則に記載されたすべての財務上の責務を削除することによって、運営審査委員会の責務範囲を明確にするものである。しかしその後、監査責務を中心とするRI監査委員会が設立された(RI細則、16.110.項参照)。しかし、運営審査委員会の責務内容には変更が加えられなかった。その結果、RI細則に記されているこの二つの委員会は、重複しているように見受けられる。

採決⇒469対47で採択A

### **13-113 RI 長期計画委員会の責務内容を改正する件**（理事会）

R細則16.100

委員会のメンバーに現職の管理委員であってもよい。委員長に委員会開催の権限はない  
提案理由

ロータリー財団管理委員を戦略計画委員会に任命できるようにすることを意図している。  
これにより、国際ロータリーとロータリー財団がさらに密に連携し双方の長期的戦略計画をより一貫させることができる。

（修正動議）「委員会が会長に責任を持つに変更へ」をRI理事会に報告している。

（修正案へ賛成）RI副会長からRI理事会が一致して賛成していることを報告した。

（修正案へ反対）長期計画を活用する上で必要はないと思う。

修正案の採決⇒469対50で採択AA

### **13-114 RI 戦略計画の監督を含めるために理事会の権限に関する規定を改正する件**

（フランス）R細則5.010

理事は自分が選出されたゾーンにおいてRI戦略計画の実行を監督する

提案理由

連携と対話を必要とするこの使命を果たすのに最も適した立場にいるのは、理事である。  
理事は、このために3人のコーディネーター（ロータリー、ロータリー公共イメージ、ロータリー財団地域の各コーディネーター）に助力してもらう必要があるであろう。

RI 戦略計画実行のための対策の検討と採択は、RI 理事会が行い、ゾーン、地区、クラブでの実行を監督するのは、理事の任務となる。

審議に入る

（修正動議）英文での監督の名称を変更（両方とも同じ意味）

修正動議の採決⇒249対253で修正動議は否決

（反対）理事の能力は手続要覧に十分に説明されているので必要はない。

採決⇒319対199で採択A

### **13-115 監査委員会の責務内容を改正する件**（理事会）

監査委員会のメンバー構成割合の変更。現職理事及び管理委員を監査委員から除く事を明確化する

撤回

### **13-116 ローターアクトおよびインターアクト委員会の名称を、新世代委員会と変更する件**

（日本、東京恵比寿RC）R細則16.010

インターアクト委員会、ローターアクト委員会の名称を新世代委員会変更する

提案理由

RI が構成した4つの青少年プログラム（インターアクト、ローターアクト、RYLA、青少年交換）を含む新世代委員会を設置することを規定するものである。4つのプログラムの相互の活性化を強化するものとしてRI で奨励している合同活動や、クロスプロモーションを継続的に推進していくことも可能になる。（RI経費節減にもつながる）

審議に入る

（修正動議）青少年交換の委員会は独自に設置へ

（修正案への反対）提案者から反対意見があった。



修正動議への採決⇒117対382で修正案は否決

(反対) 多様性のあるプログラムなので、それぞれ独立させるべき。特に青少年交換が独立するべき。

(修正動議) 新世代を青少年に変更を…

修正動議への採決⇒カード方式で採決された。

(質問) これが通ればRIの青少年委員会は廃止されるのか？

(RI理事会) 今年は新世代委員会の名称になっている。

採決⇒234対272で否決R

### **13-117 世界平和のためのRI 常任委員会を設立する件** (米国)

R細則16.010

世界平和委員会を設置する (6名、任期3年)

提案理由

世界平和のための常任委員会を設置することは、ロータリーでの対話の開始や、平和と紛争解決への取り組みにおけるロータリアンの積極的参加のきっかけとなりえるものである。  
撤回

### **13-118 RIBI の管理機関の名称を「審議会」から「RIBI 理事会」に変更する件** (英国)

R定款16.2R細則7,11,12,15

管理主体をRIBI審議会からRIBI理事会に変更する

様々な意見があったが記載していない。

採決⇒288対215で否決R (3分の2のため)

## **B. 運営**

### **13-119 印刷されたロータリー雑誌を受け取るか、インターネットを通じて受信するかの選択肢を、米国およびカナダ以外の国のクラブに与える件** (フィンランド、オランダ、デンマーク、スウェーデン)

R細則20.030

提案理由

米国およびカナダ以外の国のロータリアンに、印刷版の機関雑誌を受け取る代わりに、インターネットを通じた電子版の機関雑誌を受け取る選択肢を与えるものである。

審議に入る

(反対) 地域雑誌がデジタル版を発行することになる。デジタル版を2000人しか購入していない現実がある。導入時期を延期いただきたい。

(賛成) 北米だけが適用されているのは不公平

(反対) 現状で十分

採決⇒410対95で採択A

### **13-120 旅行経費の支払いに関する方針をRI 細則から削除する件** (理事会)

R細則17.090審議会2日目に審議された

RI細則に規定される旅費弁済規定を削除する。旅費規定が複雑化してくる現状で、今後は理事会が柔軟に適切に対応する。

提案理由

本制定案は、理事会が、旅行者のニーズに応えるための柔軟な方針を定めることを可能とするものである。RI 細則に方針を含めることは、旅行に関する緊急時や旅行者のニーズ、経費軽減の機会にRI が適切に応える上での妨げとなる。

2010年審議会に細則に掲載することが決まった経過がある。RI理事会もその「真意=適切な経費支払」を理解している。旅行方針が細則に拘束されていることに理事会は苦慮している。その理由は旅行方針を柔軟に対応できない状況に陥っている。また、緊急状況が発生した場合、例えばVTT、交換留学生等の緊急事態での帰国の際に適切な航空券を手配できない懸念がある。したがって、RI事務総長にそれらの権限を付託して適切な運営が可能になることに変更するべきである。また、ファーストクラス、ビジネスクラスの多用しないことや、長距離の移動での配慮等も含めている。そして、試算では今まで以上の経費削減が出来る見込まれていることも付言したい。(年間1万ドルの削減) 非営利団体で旅行方針を細則に掲載している団体は現状国際ロータリーだけであることも理解願いたいのである。

(修正動議) 審議の延期を提案したい。121~125の審議を終了してから、もしくは4月25日に審議をしていただきたい。13-120が採決されれば他の類似した制定案に大きな影響を与えるからである。

(修正への反対) 13-120の提案は121~125は120が否決されなければ通過しないことを意味しているので反対である。

(修正への賛成) レイクリギンスミス⇒主要で重要な制定案を討議することで他の制定案の審議を省略できるメリットを理解いただきたい。

(修正への反対) 120を延期した場合は十分な時間がない

修正動議の採決⇒161対306にて否決

本制定案の審議に戻る

(賛成) 細則から排除することで、柔軟で旅行方針に変化に対応できる体制になるので支持する。

(反対) 2010年の審議会での結論は多くのロータリアンから支持されている。細則に掲載されることによって100万ドル以上の経費削減が可能になった。理事会の裁量に任せれば経費は増大する懸念がある。

(賛成) 非営利団体のマネジメントに係っている。旅行方針の変化に対応を事務局長がすべきである。

(反対) 利害関係者と受益者が適切に費消されていることを明確にするべきである。人頭分担金の内一人9ドル負担している規模であるからこそ透明度を増していかなければならない。

(賛成) 細則に掲載されているからこそ問題が発生している。紛争等が発生した時や、著名人を招待するときには柔軟性を維持することが重要である。事務総長に権限を渡すとしても透明度を維持する手法はあると考えている。

(反対) 透明性、責任の問題がある。快適に旅行できるかどうかは「現状の職務」で判断するべきであり、元役員が「特権」を維持してはいけない。シニアクラスはビジネスクラスが当然と考えるが、エコノミー、ビジネスに係らず一番安い航空券を手配するべきである。RI理事会は単に1万ドルの節減を訴えているに過ぎない。2010年規定審議会後でも旅行方針についての透明度が高まっていない。

(賛成) 旅行方針を変更することは大事であるが、細則から削除することが自然。資力のある裕福なロータリアンだけが選ばれる傾向になる事は問題である。シニアリーダーの自

己負担は多額になっていることも理解いただきたい。

(反対) 細則から削除する理由に緊急事態対応とコスト削減との事であるが、1万ドルだけの削減を言っているのは少なすぎる。人頭分担金の値上げを提起されている状況で旅費は膨大な額になっているので、旅費の抜本的な見直しが必要である。

(賛成) ロータリーの国際性を理解いただきたい。細則に旅行方針を入れている非営利団体は国際ロータリー以外にはないことも理解いただきたい。

(賛成) 旅行方針を変更できない結果、重要な会議に参加できない現実がある。

(反対) 3回目の代表議員である。ファーストクラス、ビジネスクラス航空券と時間帯が明記されているのなら問題はない。元役員、会長代理のルールも明確にしなければならない。

(賛成) 立法的な組織が旅行方針を決定することがふさわしくなく、運営サイドつまりRI理事会に委ねるべきである。シニアリーダーがエコノミーに代えると40万ドル削減になるとしても1億ドル以上の予算のRIではその額は小さい。旅行方針よりも予算について考えていただきたい。

(反対) 元会長の発言には敬意を表したい。しかし、最終的にどれだけ経費削減が出来るかであり、理事会に決定権があると「甘く」と懸念される。

(賛成) 緊急時対応をする上で賛成。

(賛成) RI理事会を信頼するべきである。しかし、理事会は適切に我々へ報告するべき。

(賛成) RI理事会とRITSに任せたい。

(反対) 2010年規定審議会では細則に入れることを支持した。それは草の根ロータリアンの意見を代表しているから支持したのである。その背景は透明度を高めるためであった。

(賛成) 心配しているのはRI理事会への「不信感」があると感じた。管理委員、理事を務めたが13年間ビジネスクラスを使う権利があったが、一度も行使していない。

採決⇒343対175で採択 (1立法案を一時間で終了した)

### **13-121 旅行経費の支払いに関する方針を改正する件 (英国)**

R細則17.090

RI理事と管理委員はエコノミークラスにする

提案理由

本制定案の趣旨は、求められる監視を遂行し、すべての関係者に対する手続きの透明性を増すことである。これによって、RIの旅行業務を運営する者に明確な指示を与え、旅行予算の削減し、全会員と利害関係者にとっての透明性を増すという効果があると期待される。

理事会付託

### **13-122 旅行経費の支払いに関する方針を改正する件 (英国)**

R細則17.090

理事および役員の飛行機の旅費規定を見直し、なるべく合理的な料金の飛行機を利用することを規定 (元会長がターゲット?)

理事会付託

### **13-123 旅行経費の支払いに関する方針を改正する件 (英国)**

R細則17.090

RIの経費で旅行する人は一番安いエコノミー理事・役員・管理委員及び配偶者は3時間を

超える場合ビジネスクラス  
理事会付託

**13-124 旅行経費の支払いに関する方針を改正する件** (オーストラリア)

R細則17.090

RIの経費で旅行する人は、15時間を超える場合は、プレミアム・エコノミー料金  
撤回

**13-125 旅行経費の支払いに関する方針を改正する件** (英国)

R細則17.090

RIの経費で旅行する人は一番合理的で安いエコノミー料金。理事・役員・管理委員及び配  
偶者は一番安い合理的なビジネスクラス料金  
理事会付託

**X. RI 財務と人頭分担金**

**13-126 人頭分担金を増額する件** (理事会)

R細則17.030審議会3日目に審議された

人頭分担金を半年に、

2014～15年度にUS\$27.00

2015～16年度にUS\$27.50

2016～17年度にUS\$28.00 に値上げする

※カード挙手による賛否方法によって圧倒的多数?で採択された!

**13-127 各クラブが最低15名分の人頭分担金を支払うことを規定する件** (フィリピン)

R細則17.030

クラブは最低15名分の人頭分担金を支払う。

追加訂正案⇒「2015年7月1日まで有効にはならない。」を追加

提案理由

各クラブが、最低15名分の人頭分担金を支払うようRI細則を修正するものである。本制  
定案は、ロータリーの今後の成長と活動のための資金的備えを蓄えるために必要な会費を  
確保するためのものである。

財務上の影響 (事務総長)

例えば、2012年1月現在、RIには会員が14名以下のクラブが約4,000あり、もしこれら  
のクラブが米貨26ドルの半期人頭分担金15名分を支払ったとすると、RIの収入は年に  
720,000万ドル増加すると考えられる。しかし、15名に満たないクラブの多くは、増加し  
た会費を払うより、既存の近隣ロータリー・クラブと合併することを選ぶことが考えられ  
る。

(※RI理事会も同じ立法案を検討したが撤回している)

審議に入る

(反対) 小さなクラブに罰則を与える事になる。小さなクラブは他よりも負担が大きくな  
り、設立したてのクラブの打撃は大きい。非道徳的である。

(質問) 現状10人になっているが、RIはそれでクラブに対するサービスコストを満たして  
いるのか?

(事務CFO) 10人では赤字状態である。

(反対) 前回2010年審議会では20名でクラブ創設必要人数を決めている。

(反対) 小さいクラブへの「税金」であり、4000のクラブは終結の可能性が高くなるのでRI財政にも影響を与える。

採決⇒133対385で否決

### **13-128 各クラブが支払う半期人頭分担金の最低額をなくす件**(イギリス)

R細則17.030

提案理由

各クラブは、各年度のはじめに、実際の会員数に基づいて人頭分担金を支払う責任のみを有すると、Kennington ロータリー・クラブは信じている。会員が10名を下回るクラブに財務的な罰を課すべきではない。

審議に入る

(賛成) 強く支持したい。人頭分担金をあげても10人未満ででは赤字とのことであるが、小さなクラブに負担を強いることは消滅につながる。

(賛成) 戦略計画の下では会員を増強しなければならない。アンゴラで4名のクラブを訪問したが、素晴らしい活動をしている中で10名分を支払えなかった。

(特別議員) 10万ドルの減収になる。

採決⇒264対244で採決されたA

### **13-129 年齢が35歳未満および70歳を超える会員の人頭分担金を減額する件**

(アイスランド) R細則17.030

提案理由

若い新会員の勧誘と、年配層の会員維持は、全世界のロータリー・クラブにとっての共通の問題および課題であり、クラブや地区の多くの時間を要するものである。このような困難を生む主な原因は、会員にかかる費用である。

採決⇒92対423で否決A

### **13-130 自然災害時に人頭分担金を減免または猶予する件** (日本、釧路北RC)

R細則17.030

提案理由

2011年3月11日、震災と津波により、18877名が犠牲となり、内ロータリアン本人と家族を含めて43名が犠牲となりました。

28クラブ668名のロータリアンの半数以上が被災者になりました。そして、福島県で発生した3つのロータリー・クラブ所在の町は無人となり、避難先での移動例会を強いられている状況が今も続いています。

しかし、被災地域31クラブは様々な困難な中でも、会員も減少せず、一つも終結していないどころか、ロータリーの災害救援に感銘を受けた人たちが新たに入会していただいています。それは、世界中のロータリアンから有形無形の支援がクラブ存続の最大の力になったからです。

そこで、このような大災害の状況で、被災地区やクラブからRIに要請があった場合には、理事会の決定により、人頭分担金の減免または支払い猶予をできると定款に明記していただきたいのです。今回の東日本大震災では、実際に減免請求が出され、理事会の決定で承

認められましたが、地区分担金に関してはRIの人頭分担金の免除項目がRI細則にないため、地区によっては承認されなかった経緯があったからです。

採決⇒348対145で採択A

### **13-131 元ローターアクターの人頭分担金を1年間免除する件（ブラジル）**

R細則17.030

提案理由

元ローターアクターがロータリー・クラブに入会后、2回分の半期人頭分担金の支払いを免除することは、クラブによる若い職業人の勧誘を促進するものである。

（修正動議）「卒業してから5年以内に」を追加

修正動議採決⇒341対151で修正動議は採択

修正案の採択⇒176対330で否決R

### **13-132 RI 年次大会のために追加の人頭分担金を設ける件（3ドル）（米国）**

R細則17.030

提案理由

RI 年次大会の一人当たりの登録料は、早期登録で約300米ドルとなっており、特に大会開催地域のロータリアンをはじめとする大会参加者にとって、参加への障壁となっている。

※2010年の規定審議会で10-136として同じものが提案され大差で否決されている。

（2010年審議経過は以下の通り）

ビチャイ元会長より強い反対があった。2%の人ための負担を98%の人達はしてはならない。人頭分担金3ドル値上げを決めた翌日にまた3ドルの負担を承認するわけにはいかない。そして旅費、ホテル、食費が多くなっているからこそ参加できないメンバーが多いのであり、登録料が安くなっても参加数は増加しない。

⇒本制定案の採択⇒170対345で否決

審議に入る

（反対）小船井より上記の内容で反対意見を表明した。

（反対）118万人にとって不公平である。一日だけの料金を設けることを理事会に検討いただきたい。

（賛成）賛成意見は省略

採決⇒132対374で否決R

### **13-133RI理事会が、クラブ報告書の提出期日とRI人頭分担金の納入期日を定めることを規定する件（理事会）** R定款11R細則8,11,12,13

提案理由

本制定案は、人頭分担金の支払いと会員報告の期日をRI 理事会が変更することを認めるものである。これにより、RI はクラブのニーズと世界経済の傾向に柔軟に応え、人頭分担金の最も効率的な支払い期日を定めることができる。

審議に入る

（反対）RI理事会が本当に期日だけ変えようとしているのか、頻度を変えようとしているのか疑問に思う。半期を一年にする恐れがあるので反対である。

(賛成) ロータリーをもっと簡素化する上で、一回のほうがコストは半分になる。  
採決直前に撤回W

**13-134 RIBI の納入する人頭分担金を改定し、RI の使途不指定の純資産への拠出を廃止する件 (理事会)** R細則17.030

RIBIは人頭分担金の半分以上を保有。RIの保有するパーセンテージの規定は削除  
提案理由

現在、RIBI が徴収した人頭分担金をRI に送付する金額は、毎年理事会によって定められることになっているため、RI への支払額は毎年変わる。本制定案は、RI 細則を改正し、グレートブリテンとアイルランドのクラブの人頭分担金が第17.030 節の規定に従って決定され、RIBI がその金額の半分以上をRI に送付することを規定するものである。

採決⇒378対120で採択A

XI. RI 会合

**13-135 国際協議会の開催時期に柔軟性をもたせる件 (米国)**

R細則19.010

現在、国際協議会は2月15日以前に開催されなければならないと定められている。この制限を解除することにより、理事会は、日程に関する現在の要件によって生じている問題を回避し、最も都合のよい適切な時期での国際協議会開催を計画することができる。

撤回W

**13-136 RI の地域大会に関する規定を削除する件 (理事会)**

R細則10.070R細則19.030

提案理由

本制定案は、地域大会に関する規定を削除するものである。地域大会は、1996年以來、理事会によって1度も招集されていない。その後も多くのロータリー地域会合が開かれてはいるが、これらはいずれも公式な地域大会ではない。従って、これらの規定はもはや必要ではない。

採決⇒462対41で採択A

XII. 立法手続き

**13-137 規定審議会の開催時期を10月、11月または12月とし立法案提出の期日を変更する件 (日本、兵庫県、洲本RC)** R定款10R細則7.35,50

提案理由

本制定案は規定審議会の開催の時期を現在より6カ月早めることにより採択制定案がクラブに浸透しやすく、地区協議会、クラブの新年度の委員会計画に反映されやすく、手続要覧も年度の早い時期から利用できる。

採決⇒261対252で否決R (三分の二未満)

**13-138 地区決議会合を含めるためにクラブ提出の立法案の地区による承認と地区大会での投票について改正する件 (オーストラリア)**

R細則7.030R細則15.40、50

地区大会のほかに地区決議会議を創設し、クラブ立法案の決議を行えるようにする。

提案理由

地区大会の時期は、世界各地で異なるため、決議を採択するための会合を開くために地区大会を待つことは時間的に適切ではない。本制定案の趣旨は、地区が案件を検討するために、時期を問わず、決議会合を開催できるようにすることである。

採決⇒カード方式で採決A

### **13-139 規定審議会を4年ごとに招集するよう定める件**（フランス）

R定款10-2

提案理由

改訂「手続要覧」の出版時から、次回の規定審議会への提案を提出する期限の間にロータリアンに与えられる期間は、わずか数カ月である。この期間をより長くすることにより、前審議会での決定の影響を評価することが容易になる。

審議に入る

（賛成）弁護士をしている。規定審議会終了後クラブへ情報が入るのには時間がかかりすぎる。規定審議会は4年にすることのほうが変更の定着をするのに適切な時間である。

（質問）節約はどのくらい？

（事務総長）75万ドルの節約になる。

（反対）3年に一度が適切

（賛成）節約できることが最大の賛成の理由

（質問）RI理事会の考えは？

（事務総長）回答無し

（質問）規定審議会の分担金に変化はあるのか？

採決⇒251対264で否決

### **13-140 立法案を制定案に限定する件**（イギリス）

R定款10

提案理由

いかなるクラブまたは地区も、RI理事会への建議案を提出することにより、特定の事柄に関する決定のため、理事会に案を提出または請願を出すことができる。これによって、通常、3年に1度しか行われない規定審議会に決議案を提出するよりも迅速にRI理事会からの返答が得られる。

（※RI理事会も同様の立法案提出を予定していたが提出しなかった）

審議に入る

（反対）プロセスを持たないと適切に対応することが出来ない。規定審議会が決議案の採決結果を出すことによって理事会に「世論」を伝えることになる。

（賛成）決議案は「効果」はあまりなしと判断する。規定審議会の時間削減にもつながる。

（反対）クリギンスミス元会長⇒規定審議会の権限を取り去ることになる。過去決議案は理事会に意見を表明する機会として非常に活発に提案されていた。RI理事会が気に入らない決議案を排除することはいけない。

採決⇒105対383で否決R

### **13-141 欠陥のある立法案の定義を改正する件**（日本、群馬県、高崎市、前橋RC）

R細則7.037



理事会もしくは事務総長の裁量の範囲内にある管理運営的措置を要求あるいは要請する場合の規定を削除

提案理由

裁量権の範囲を明確に規定しないまま、「理事会もしくは事務総長の裁量の範囲」との文言の規定は、基準が明示されないに等しい。基準は明確なものに限るべきである。「裁量の範囲内」という言い方で規定審議会にも上程させないのは、クラブや地区の提案意欲をそぐことになりかねない。

審議に入る

(賛成) 現実には経験したことがある。その時のRIの判断は間違っていると思う。

(賛成) 2007年にも同じものを提案した。地区が提案するときその立法案がどのように欠陥があるのかわからない。

(賛成) 規定審議会で検討するチャンスを失うことは問題。

採決⇒334対174で採択A

※再審議の動議

13-78が対象 (否決されている)

2回の研究会と1回の世界大会を除く事が決めたが、パスト・ガバナーであってリーダーシップでの能力はメリットである。

(反対) 研究会への出席は必要なので強く反対する。

採決⇒177対327で動議は否決された。

### **13-142 審議会議場での立法案の修正をなくす件 (英国)**

R細則8.120

制定案と決議案は、提案者であるロータリー・クラブと地区によって入念に検討され、その後、RI 法律業務担当部によって審査を受ける。規定審議会では提案の当初の趣旨を実質的に変える修正がなされ、そのために高い費用がかかる審議会の貴重な時間を費やすことになる。本制定案は、決議案への修正と、制定案への直前の修正を排除するものである。

審議に入る

(反対) 修正案が出て採決されたものがある。修正されなければ否決された可能性もあるので反対である。

(賛成) 前日の正午まで修正案を提出するべきである。

採決⇒171対332で否決R

### **13-143 規定審議会において大規模な地区に追加の投票権を与える件 (インド)**

R細則8.110

クラブ数が50 を超える地区の議員は追加の50 クラブがあるごとに、あるいは端数が26 クラブ以上あるごとに、さらに1 票の投票権を有するべきである。

採決⇒66対446で否決R

### **13-144 規定審議会において大規模な地区に追加の投票権を与える件 (ドイツ)**

R細則8.110

ロータリアンの数が1,000 人を超える地区の審議会代表議員は、追加のロータリアン1,000 人ごとに追加の1 票が与えられるものとするを提案するものである。

審議に入る

(反対) 国連は大小にかかわらず平等に一票を持っている。

(反対) 平等を話し合っている場で、不平等を決めようとしているので反対。

採決⇒122対388で否決R

### **13-145 規定審議会において大規模な地区に追加の投票権を与える件** (台湾)

R細則8.110

各地区が引き続き少なくとも1票を有し、会員の数3,000名を超える地区の代表議員は2票を有することを提案するものである。この方法により、ロータリアンの世論は、より公平に反映されると考えられる。

審議に入る

修正動議⇒この制定案を永遠に延期する

修正動議の採決⇒176対316で修正動議は否決

採決⇒73対443で否決R

### **13-146大規模地区は審議会代表議員を2名まで選ぶことができ、同じロータリアンが代表議員として審議会に出席する回数を2回までとする件** (ギリシャ)

R細則8.110

撤回

### **13-147 審議会代表議員の選出時期を改正する件** (スペイン)

R細則8.050

提案する制定案および決議案は、地区大会にて承認されなければならない。代表議員および補欠議員も地区大会にて選出されるため、代表議員の任務が軽減されてしまう。そのため、代表議員および補欠議員は、規定審議会の3年前に選出することを提案する。

審議に入る

(賛成) 2011年の地区大会で承認されている。地区の立法案の承認が出来なかったが、この制定案が採択されればより多くの立法案を出すことができる。

採決⇒154対356で否決R

### **13-148 審議会代表議員の指名手続を改正する件** (米国)

R細則8.050

クラブは代表議員の候補者としてクラブ会員の中から1名またはそれ以上を推薦できる。

(クラブに複数のPDGが在籍している場合)

採決⇒249対251で否決R

### **13-149 審議会代表議員の指名手続を改正する件** (インド)

R細則8.050

2票以上の票を有するクラブのすべての票は、14 名同じ候補者に投じられるものとする。同じ候補者に投じられなかった場合、そのようなクラブの投票は無効票とみなされるものとする。

採決⇒335対172で採択A

### **13-150 審議会代表議員の選出手続を改正する件** (インド)

R細則8.050

審議会代表議員の候補者が1名のみである場合に補欠議員を任命する権限を現ガバナーに与えるものである。

審議に入る

採決⇒329対180で採択A

## 正規の立法案：決議案

13-151クラブおよび地区の理事会に広報委員長を含めることを検討するようRI理事会に要請する件

撤回

13-152クラブ公共イメージ委員会の役割を拡大することを検討するようRI理事会に要請する件

撤回

13-153新しい種類の会員（準会員）の導入を提案するための立法案を次回の規定審議会に提出することを検討するようRI 理事会に要請する件（オーストラリア）

提案理由

準会員の試験的プログラムを完了させ、正式にこの新しい会員の種類を導入するための立法案を、次の規定審議会に提出することを検討するようRI 理事会に要請するものである。

採決⇒284対219で採択A

13-154「ロータリーの支援者（Friends of Rotary）」という立場を設けることを検討するようRI 理事会に要請する件（インド）

採決⇒218対293で否決R

13-155パスト・ガバナー諮問委員会に追加的な権限を与えることを検討するようRI理事会に要請する件（アルゼンチン）

パスト・ガバナー諮問委員会が定期的に会合を開き、独自の議題を話し合うための権限を与える

審議に入る

（反対）地区の運営に影響を与えることは反対。パスト・ガバナーは諮問されたときに発言すれば良い。

（賛成）反対者の懸念はあるが、逆に地区内での問題を解決する力になる可能性を理解いただきたい。

採決⇒205対307で否決R

13-156ロータリーの綱領の重要性を推進することを検討するよう、RI 理事会に要請する件（日本、神奈川県、茅ヶ崎湘南RC）

提案理由

職業人のあるべき生き方を謳っている「ロータリーの綱領」の持つ意義の深遠性と「ロータリーの斯くあるべし」の内容を再確認し、深い理解を共有するために、いまRI 理事会が強調・推進することが肝要であると考えます。

審議に入る

採決⇒194対319で否決R

**13-157 ロータリーの綱領の第2項に掲げる職業に関する既定を真摯に受け止め、ロータリアンの職業奉仕の指針として奨励するようRI 理事会に要請する件**

(日本、神奈川県、茅ヶ崎湘南RC)

提案理由

世界中のロータリアンが、ロータリアンの綱領の第2項の示す価値観についてロータリアンの職業奉仕の指針であることを認識し、各自の職業に生かすことにより、来るべき世界がより良くなることが期待される。

審議に入る

(賛成) 財務上の影響がないと書かれているので、重要なものなので賛成。

(賛成) 強く賛成する。やはりロータリアンの職業宣言はクラブでも強調している。

採決⇒264対240で採択A

**13-158 児童奴隷を阻止するためのキャンペーンを支援することを検討するようRI 理事会に要請する件** (英国)

撤回

**13-159 性器切除の予防を支援することを検討するようRI 理事会に要請する件**

(スウェーデン)

審議に入る

(反対) 一般的に宗教に基づいているとするなら、宗教上の争いに係るべきではない。

(賛成) 宗教に係るからこそロータリーは関与するべき

(反対) 悲惨なことではあるが、この問題に対して戦っている組織があるのでロータリーは係るべきではない。

採決⇒248対268で否決R

**13-160 対人地雷の問題を優先事項とすることを検討するようRI理事会に要請する件** (アンドラ・フランス)

撤回

**13-161 Rotexクラブを正式に承認することを検討するようRI 理事会に要請する件**

(米国)

審議に入る

(反対) すでに青少年交換プログラムの学友でありロータリーファミリーである。加わるとすれば財務的に問題が出る。

(賛成) (レイクリギンスミス元会長) 学友の注意を喚起するだけの決議案であるので賛成

(反対) 彼らはロータアクトに加入するべき。

採決⇒229対283で否決R

**13-162 国連ミレニアム開発目標を採択することを検討するようRI理事会に要請する件** (フランス)

撤回

**13-163 ロータリー章典の職業奉仕に関する主要メッセージに、職業的コミュニケーションを加えることを検討するようRI 理事会に要請する件**（トルコ）

職業的コミュニケーション：クラブは、専門的なコミュニケーションを強化するための合同会合の開催、職業の経験豊かな会員の派遣、会員がほかのロータリアンの経験や知識について学ぶためのウェブ・プログラムの開発が奨励される。

採決⇒197対303で否決R

**13-164 職業奉仕を強調することを検討するようRI 理事会に要請する件**（フランス）

ラジェンドラKサブ一元会長が2009年国際協議会で述べた「職業奉仕を取り去ればロータリーは単なる地域の奉仕団体になってしまう」という言葉を含めることを検討するものとする。

採決⇒251対262で否決R

**13-165 7月を「ロータリー友情月間」として指定することを検討するようRI 理事会に要請する件**（アルゼンチン）

撤回

**13-166 国際奉仕の分野に平和と紛争解決の活動を加えることを検討するようRI 理事会に要請する件**（トルコ）

採決⇒397対109で採択A

**13-167 RI 新世代奉仕デーを設立することを検討するようRI 理事会に要請する件**（米国）

RI がある特定の日（または一週間）を毎年指定し、世界中のロータリー・クラブが若者と協力しながら奉仕プロジェクトを同時期に行うものとする。

採決⇒254対251で採択A

**13-168 ロータリー・リーダーシップ研究会を（RLI）を、RI傘下の組織またはRIの常設プログラムとして指定することを検討するよう、RI理事会に要請する件**

（日本の6地区を初め30地区から提案）

2004年規定審議会は、RLIを RIの試験的プログラムとするよう理事会に要請する決議を採択したが、理事会はこの決議を実施することを否決した。新会員と未来のクラブ・リーダーの研修であるロータリー・リーダーシップ研究会（RLI）の多地区合同奉仕活動を、公式なロータリー傘下の組織またはRI常設プログラムとして認証するよう、RI 理事会に再度、要請することである。

採決⇒332対181で採択A

**13-169 アーリーアクト・クラブを承認することを検討するようRI理事会に要請する件**（米国）

提案理由

このプログラムは低学年の生徒にロータリーの基本理念を紹介するものである。インター

アクトへの参加年齢が11歳に引き下げられれば、アーリーアクトの参加者はインターアクトへと続いてロータリーのプログラムに参加できるようになる。

(反対) ロータリーはスカウトをサービスプログラムとして採用していた。ジョンケニー元会長が推進している。同じ世代のプログラムを新たに承認することは混乱を招く。

採決⇒238対265で否決R

**13-170 5歳から11歳の子どもたちを対象とするクラブのために「キッズアクト (Kidsact)」という名称を採択することを検討するようRI理事会に要請する件**

(ブラジル)

採決⇒237対270で否決R

**13-171 インターアクトの会員の最小年齢を12歳から11歳に引き下げること検討するようRI理事会に要請する件** (米国)

撤回

**13-172 ローターアクトの年齢制限を35歳に引き上げることRI理事会に要請する件** (新潟南RC、静岡、山口宇部RC、フィンランド、米国、フランス)

提案理由

日本の場合、ローターアクト・クラブへの入会年齢が遅く、就職をして仕事に慣れた25歳頃に、ローターアクトの活動に目が向くようになる。このためローターアクトがローターアクト・クラブに所属してられる期間は、30歳までの5年間しかない。充実した活動をするためには、できれば10年の年数が必要になる。

(反対) ロータリーは国際組織であり特定の国の事情を全て容認することはできない。年齢を35歳にするならロータリー・クラブに入会する会員が減少する。

(賛成) ローターアクトが円滑にロータリーに入会するシステムになっていない。それはちゃんとした仕事に就いていないからであり35歳に延長することがよりロータリーに入会するチャンスが増していく。

(反対) 18歳から30歳が現状であり12年間在籍することが出来る。

採決⇒148対350で否決R

**13-173エルダーアクト (Elderact) をRIの常設プログラムとして加えることを検討するようRI理事会に要請する件** (米国)

採決⇒72対436にて否決R

**13-174男女平等を推進するため、標準インターアクト・クラブ定款を修正することを検討するようRI理事会に要請する件** (米国)

撤回

**13-175 青少年交換プログラムの対象をロータリアンの子弟に限定することをRI理事会に要請する件** (日本、兵庫県、神戸東RC)

提案理由

ロータリー章典41.080.7 (2009年1月理事会会合、決定152号)の資格条件ではロータリ

アンかクラブあるいは地区により推薦された青少年であれば、誰でも参加できるとされている。しかし現在の社会環境、情勢に鑑み、危機管理上未成年を交換する場合、ロータリアンの子弟に限定したほうが様々な問題点を回避することができ、奉仕事業運営上、望ましいと考えられる。

採決⇒59対443で否決R

**決議案13-176青少年交換の年齢制限を17歳に引き下げることを検討するようRI理事会に要請する件** (フランス)

採決⇒185対323で否決R

**13-177ロータリー青少年強化プログラム(Rotary Youth Program of Enrichment)をRI常設プログラムとして設立することを検討するようRI理事会に要請する件**

(オーストラリア)

貧困の青少年が参加するプログラムでライペンという名称である。社会的な問題、麻薬、アルコール等への更生プログラムを持っている。

採決⇒114対391で否決R

**13-178 われらの天体地球の保全(Preserve Planet Earth)をRI常設プログラムとして追加することを検討するようRI理事会に要請する件** (ブラジル)

採決⇒202対310で否決R

**13-179 土地や建物の購入を承認するため、財団補助金の授与と受諾の条件を修正することを管理委員会に検討するよう要請する件** (英国)

撤回

**13-180 持続可能な開発を目標として採択することを検討するようRI理事会に要請する件** (ノルウェー)

撤回

**13-181 ロータリアンの子と孫および配偶者が財団補助金プログラムに参加できるようにすることを検討するよう管理委員会に要請する件** (ブラジル)

撤回

**13-182 ロータリアンの孫がロータリー財団補助金プログラムに参加できるようにすることを検討するよう管理委員会に要請する件** (オーストラリア)

修正動議⇒理事会へ付託することが採決された。

理事会付託TOB

**13-183 補助金の受領資格に関する指針の改正を検討するよう管理委員会に要請する件** (日本、神奈川県、小田原RC)

提案理由

今回の東日本大震災にかかわらず、世界各地で自然災害が多発している。これからも多く発生する可能性も高い中でロータリーの家族ということで財団の奨学金や補助の対象から

はずされることは問題があると思われる。公平の意味からもロータリアンが災害で亡くなったときは、その家族も支援の対象にすべきであると考え提案をした。

採決⇒313対184で採択A

**13-184 国際親善奨学金の受領資格を改正することを検討するよう管理委員会に要請する件** (カナダ)

ロータリアンとその家族も含めた幅広い候補者の中から、最も優秀な候補者を選出する  
撤回

**13-185 RI に対する一般の認識向上活動に資金を充てるため、人頭分担金を増加させる立法案を次回の規定審議会に提出することを検討するよう RI 理事会に要請する件** (オーストラリア)

撤回

**13-186 ローターアクターや若い会員の人頭分担金を削減することを検討するよう RI 理事会に要請する件** (フランス)

撤回

**13-187 現ガバナーが任務を遂行できない場合、ガバナー審議会が臨時ガバナーを任命することを承認する立法案を、次回の規定審議会に提出することを検討するよう RI 理事会に要請する件** (インド)

撤回

**13-188 ガバナーの任期を2年に延長する試験的プロジェクトを実施することを討するよう RI 理事会に要請する件** (フランス)

撤回

**13-189 組織統括の構造を見直すことを提案する立法案を次回の規定審議会に提出することを検討するよう RI 理事会に要請する件** (スウェーデンを中心に6地区)

検討すべき項目

- a) RI理事およびロータリー財団管理委員の任期、
- b) RI会長と事務総長の執行・運営的機能、
- c) RI会長に給与が支払われるべきか否か、
- d) RI理事およびロータリー財団管理委員の資格要件

採決⇒188対318で否決R

**13-190 米国平和部隊同盟委員会 (U.S. Peace Corps Alliance Committee) の結成と承認を検討するよう RI 理事会に要請する件** (米国)

撤回W

**13-191 会長の年次テーマを、恒久的な「超我の奉仕」のテーマに置き換えることを検討するよう RI 理事会に要請する件** (フランス、インド、スコットランド)

撤回W



13-192 クラブ会長エレクトのための追加的な研修プログラムを立案・実施することを検討するようRI理事会に要請する件 (アルゼンチン)

採決⇒122対384で否決R

13-193 ビジネス・インターンシップ交換プログラムを開始することを検討するようRI理事会に要請する件 (フランス)

撤回W

13-194 ロータリーおよびロータリー財団100周年ミュージアムの建設を検討することをRI理事会に要請する件 (コロンビア)

撤回W

13-195 規定審議会を再編成し、新しい構成で実施することを提案する立法案を次回の規定審議会に提出することを検討するようRI理事会に要請する件 (米国)

撤回W

13-196 規定審議会の編成と運営を変更することを提案する立法案を次回の規定審議会に提出することを検討するようRI理事会に要請する件 (アルゼンチン)

撤回W

13-197 立法手続への変更を推奨するための委員会を設立することを検討するようRI理事会に要請する件 (カナダ)

撤回W

13-198 規定審議会の効率性を調査するための研究を開始することを検討するようRI理事会に要請する件 (フランス)

撤回W

13-199 ガバナー・ノミニーのための追加の研修プログラムを立案・実施することを検討するようRI理事会に要請する件

(アルゼンチン)

撤回

13-200 一般剰余金の目標額の計算を改正する件 (RI理事会)

R細則 17.050.6. 収入見積額を超える支出

本制定案は、収入または支出の増減をもたらすものではないが、一般剰余金の最低目標額の計算方法を変えることにより、細則の要件額を上回って利用可能となる資金が増える。

採決⇒400対83で採決A